

経済関係強化のための日墨共同研究会
報告書

2002年7月

経済関係強化のための日墨共同研究会報告書

背景	4
日墨共同研究会参加者リスト	5
第1部 総論	8
第2部 貿易及び投資の自由化	
物の貿易	1 1
政府調達	1 9
不当廉売関税、相殺関税及びセーフガード	2 1
サービス	2 2
投資	2 4
人（ビジネスマン）の移動	2 7
第3部 円滑化、二国間協力措置及び紛争解決	
貿易円滑化（税関手続及びその他の貿易関連手続）	2 9
基準認証	3 1
競争政策	3 2
知的所有権	3 3
ビジネス環境整備	3 4
(1) ビジネス活動に影響を与えるルール・制度の変更	3 4
(2) 労働関連	3 4
(3) 治安状況	3 4
(4) 規制改革	3 5
(5) エネルギー及び資源	3 5
(6) 環境	3 5
(7) 会計	3 6
(8) その他	3 6
裾野産業育成	3 7
貿易及び投資の促進	3 8
その他の二国間協力措置	3 9
協議及び紛争解決	4 1
付属資料	4 3

背景

背 景

- ・ 2001年6月5日、東京で行われた日墨首脳会談において、日本の小泉純一郎首相とメキシコのピセンテ・フォックス大統領は、両国の経済関係強化のための方策について、自由貿易協定の可能性も含め包括的に検討することを目的として、日墨の産学官からなる共同研究会の設置を決定した。
- ・ 上記の目的をもって設置された共同研究会は、両国の経済関係を発展させるために改善・協力すべき事項・分野を明らかにした上で、これらの事項・分野について、改善及び協力のための方策を包括的に議論した。
- ・ 共同研究会は、2001年9月から2002年7月まで、計7回の会合を開催した。本最終報告書は、その議論の主要点をまとめたものである。第1部（総論）において共同研究会における議論の全体を概観し、第2部（貿易・投資の自由化）及び第3部（円滑化、二国間協力措置、紛争解決）において、個別の課題毎の議論の詳細を記述する。

経済関係強化のための日墨共同研究会参加者リスト

日本側参加メンバー

（政府）

- | | |
|----------|---------------------------------|
| 1. 高瀬 寧 | 外務省中南米局中南米第二課長 |
| 2. 森 信親 | 財務省関税局関税企画官（2001年9月から2002年7月） |
| 片山 さつき | 財務省関税局関税企画官（2002年7月から） |
| 3. 住田 孝之 | 経済産業省大臣官房企画官（経済連携担当） |
| 4. 高柳 充宏 | 農林水産省国際調整課貿易・情報室長（2001年9月から12月） |
| 梶島 達也 | 農林水産省国際調整課貿易・情報室長（2002年1月から） |

（産業界）

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 5. 佐藤 和夫 | 台湾新幹線株式会社社会長（元三井物産株式会社顧問） |
| 6. 藤原 武平太 | シャープ株式会社専務取締役・海外事業本部長 |
| 7. 谷代 正毅 | ユーシーカード株式会社代表取締役副社長 |

（学界）

- | | |
|-----------|---------|
| 8. 細野 昭雄 | 神戸大学教授 |
| 9. 浦田 秀次郎 | 早稲田大学教授 |
| 10. 服部 信司 | 東洋大学教授 |

メキシコ側参加メンバー

(政府)

- | | |
|--------------|--|
| 1. トラスロセロス | 経済省多国間貿易局長(首席代表) |
| 2. ラモス | 経済省多国間貿易政策局長 |
| 3. ハッソ | 経済省農業工業交渉局長 |
| 4. ガルシア | 経済省外国投資局長 |
| 5. ポブラーノ | 経済省サービス貿易交渉局長 |
| 6. パーラ | 経済省政府調達交渉局長 |
| 7. ローセンツウェイグ | 農畜水産食料省農業マーケティング支援庁農業研究国際交渉局長 |
| 8. デララ | 外務省国際経済交渉局長 |
| 9. ゴメス・モント | 外務省経済金融課長 |
| 10. カンポス | 経済省APEC(アジア太平洋経済協力会議)貿易投資委員会
・アジア太平洋アフリカ中東二国間関係課長 |
| 11. パステリン | 経済省多国間貿易政策局次長 |

(産業界)

- | | |
|--------------|-------------|
| 12. マルティネス | メキシコ商工会議所会員 |
| 13. ビジャセニョール | 国際通商協会会員 |
| 14. モイセス | 全国農業審議会会員 |

(学界)

- | | |
|-----------|-------------|
| 15. ファルク | グアダハラ自治大学教授 |
| 16. モントヤ | イベロアメリカ大学教授 |
| 17. ウスカンガ | 国立自治大学教授 |

- | | |
|----------|-------------------------|
| 18. ラミレス | メキシコ大学院大学(コレヒオ・デ・メヒコ)教授 |
|----------|-------------------------|

(その他の参加者)

連邦競争委員会
メキシコ外国貿易銀行
メキシコ工業所有権局
農畜水産食料省
エネルギー省
環境天然資源省
財務公債省
労働省
国家移民局

第 1 部

総論

第1部：総論

- 1．日墨両国の経済は互いに補完し合う関係を築くための条件に恵まれている。この相互補完性は、二国間貿易・投資活動を通じてそれぞれの経済的な強みを活性化することによって、両国における更なる経済発展を促進していくことに貢献するであろう。メキシコの経済規模は世界第9位で、人口1億人の市場を有する¹。メキシコは天然資源や土地に恵まれており、若くて比較的熟練した労働力を豊富に有している。一方、日本の経済規模は世界第2位で、人口1.26億人の市場を有する。日本には資本と技術の蓄積がある。
- 2．日墨間の経済関係強化は、両国が各々の経済発展を実現する上で重要な意義を有する。
 - (1) 日本にとってのメキシコは、中南米地域の中でも特に今後の発展が期待される国の1つであるとともに、北米、中南米及び欧州へのゲートウェー（進出基地）として戦略的に重要である。メキシコはこれまで、米、加、EU、EFTA²、イスラエル及びいくつかの中南米の国々³など合計32ヶ国と自由貿易協定（FTA）を締結している。そのFTAネットワークは世界GDPの6割を占める。こうした市場への優先的アクセスを有するメキシコとの経済関係強化は、日本企業の国際的なビジネス展開を図る上で重要な要素である。
 - (2) メキシコにとって日本は、自らの更なる経済成長を実現していく上で有力なパートナーである。日本は重要な対外直接投資源であるとともに、メキシコからの輸出にとって非常に大きな市場である。日本からメキシコへの投資の流れとそれに伴う技術移転は、メキシコの生産、雇用、そして競争力の拡大に貢献するであろう。日本との経済関係の強化は輸出市場の多角化にも資するであろう。
 - (3) 日墨間の経済関係強化は熾烈な世界規模の競争という流れのなかで日墨両国の地位を更に強固なものにし、同時に、例えばサプライ・チェーン・マネジメント能力の向上を通じて、メキシコにおける日本企業の立場を強化するとともに、メキシコの地政学上及び競争上の優位性を、強化することによって貢献するであろう。
- 3．しかしながら、緊密な日墨関係が本来有するであろう経済上の利点はこれまで十分に活かされてこなかった。日墨間の貿易・投資は絶対額では増加しているものの、双方にとって両国関係のウェイトは低下している。特に、日本にとっての貿易相手国としてのメキシコのシェアは概ね横這いであるのに対し、メキシコの貿易相手国としての日本の地位は低下しており、NAFTAやEU・墨FTAの締結により、メキシコの北米や欧州との貿易が急増する中、メキシコの総輸入額に占める日本からの輸入額のシェアは1994年の6.1%から2001年の4.8%に急減し、メキシコの総輸出額に占める日本への輸出額のシェアは1994年の1.6%から2001年の0.3%へと漸減している。これは米が輸入額の68.0%、輸出額の88.5%を、EUが輸入額の9.6%、輸出額の3.4%を占めているのに比べ明らかに低調である。投資についても、メキシコへ流入する対外直接投資に占める日本からの投資は1994～2001年の累計で3.3%を占めるに過ぎない。これは、米の67.3%、EUの18.6%⁴に比べ明らかに低水準である。日墨双方の利益となるような形で、日墨両国経済の本来有する相互補完性が発揮されることを制約する問題を解決していくことは喫緊の課題となっている。
- 4．共同研究会は、本来日墨二国間経済関係が有する可能性を最大限発揮せしめ、日墨二国間経済関係を強化していくために、改善すべき点及び協力できる点を洗い出した。
共同研究会は、日墨二国間の貿易・投資拡大の制約となっている次のような状況を両国が緊急に改善する必要があることで認識が一致した。

¹ メキシコの名目GDP：617.7億ドル/2001年、墨経済省

² EUを15ヶ国、EFTAを4ヶ国として計算。

³ コスタ・リカ、ニカラグア、ヴェネズエラ、コロンビア、ボリビア、チリ、グアテマラ、ホンデュラス、エル・サルヴァドル。

⁴ 2001年の数値、墨経済省

- (1) 94年のメキシコによるNAFTA締結、2000年のEU・墨FTAの締結により、日本企業が関税の面で欧米企業に比べ競争上不利な状況に置かれている。また、サービス、投資、政府調達といった面でメキシコ政府はFTA締結国企業を未締結国企業より有利に扱っている。
- (2) 日墨双方は更なる市場開放を行うことで、両国において経済成長と雇用創出、そしてこれは特にメキシコ側に当てはまることであるが、輸出先の多角化をもたらす余地がある。
- (3) 日墨両国間でのモノや投資の円滑な流れを実現するために、両国はビジネス環境整備や貿易・投資促進のための様々な計画の実施において協力すべきである。

5．共同研究会は、上述の諸点に対処するための具体的方策を包括的に検討した。その結果、共同研究会の委員は、両国間の経済関係強化の有効な方策として、物品の貿易、投資、サービスの貿易、政府調達等の分野の自由化を進めるべきであるとの共通の認識に到った。その具体的な方策として、WTOにおける自由化への取り組みが日墨双方にとり重要であることを再確認した上で、当該分野における課題が早急な解決を必要としている現状をふまれば、互いの国内の関心やセンシティブリティに配慮しつつ両国経済の相互補完性を発揮させることができ、かつ迅速な対応が可能なFTAの早期の締結が効果的かつ望ましい手段であるとの認識に達した。また、いくつかの課題について解決の必要の緊急性に鑑み、個別措置を可能な限り前倒して実施することを検討することが望ましいとの認識で一致した。

共同研究会は、日墨FTAを締結する場合には、WTOの規定との整合性が確保されなければならないことを強調した。

また、共同研究会においては、二国間のありうべきFTAの交渉における日墨それぞれのセンシティブ・セクターへの考慮の必要性も指摘された。例えば、メキシコが日本市場への輸出拡大を望む農業分野は日本にとってセンシティブ・セクターの一つであり、日本側からは自由化の困難さが紹介された。これに対し、メキシコ側はFTAを締結する際の最終パッケージには農産品の何らかの自由化が含まれることが不可欠であるとの考えを表明するとともに、メキシコの農産品自身もセンシティブであること、また、これが日本の農業に対する脅威とはならないとの考えを示した。

加えて、共同研究会は、日墨経済関係強化のためには、二国間の自由化措置のみならず、貿易・投資の円滑化分野における措置も必要であることについて認識が一致した。その他の分野における二国間の協力措置も重要となりうる。共同研究会は、その最終目的を実現するため、日墨間の経済連携強化のための協定は上述の全ての要素を含みうるとの結論に達した。

6．実際、いくつかの研究によれば、FTAを含むそうした幅広い経済連携のための措置が講じられた場合の両国経済に与えられる望ましいマクロ経済的影響は大きいものとなる⁵。

7．以上のような議論を踏まえ、共同研究会は、両国政府が、日墨両国民の理解を得つつ、検討の過程で洗い出された日墨両国が抱える諸課題を克服し、経済関係を強化するための具体策としてFTAの要素を含めた二国間の経済連携の強化のための協定の締結に向けた作業に早急に着手することを提言する。

⁵ 付表の研究参照

第 2 部

貿易及び投資の自由化

第2部 貿易及び投資の自由化

1. 物の貿易

1. メキシコは豊富な天然資源や土地、比較的熟練し生産性のある労働力に恵まれており、日本には資本及び技術の蓄積がある。両国は、相互間の貿易を通じて、各々が比較優位を有する分野を活かしながら経済を補完することにより、それぞれの生産者、消費者に多大なる恩恵を与えることが可能である。しかしながら、それぞれ1億を超える人口を有している両国の生産者は、両国における関税及び非関税障壁のために、比較優位を有する分野の市場に浸透することを妨げられている。

両国における関税、非関税障壁の削減・撤廃、および貿易に関連する制度的諸問題の解決を通じて二国間貿易を拡大することにより、両国の生産者及び消費者に更なる恩恵を与え、産業構造の転換及び社会の効率性の追及への努力を促進し、両国の経済発展の可能性を拡大することが可能である。

(近年の日本とメキシコの貿易統計は付属資料のとおり。)

2. 共同研究会においては、両国の経済関係強化に向けて改善すべき点として、以下の点について検討が行われた。

A. 日本側からの指摘

A - 1. 関税一般

3. 共同研究会においては、メキシコの関税制度に関し、日本側より以下の懸念が示された。

メキシコの関税率は、単純平均譲許税率36.24%、単純平均実行税率16.23%(APEC IAP 2000)である。これに対し、日本の関税率は、単純平均譲許税率8.7%、単純平均実行税率8.1%(APEC IAP 2000)である。メキシコは同程度の発展水準にある他の国に比べ関税率が一般的に高い。また、メキシコは、世界の主要57ヶ国が参加して情報技術製品の関税撤廃に合意しているITA(情報技術協定)に参加していない。

NAFTA及びメキシコとEUとの間の自由貿易協定の締結に伴い、上記に指摘されたメキシコの高い関税率に伴う不利益を当該協定を締結した各国の企業が被らなくなり、日本企業はこれら各国の企業に比して極めて不利な立場に置かれている。

上記に関し、メキシコ側は次のとおり述べた。i) 発展水準の差を考慮すれば、メキシコがその関税率を日本のそれのわずか2倍に維持していることはメキシコが貿易自由化の重要性を自覚していることを示すものである。ii) この方向を示すもう一つの事実は、日本側の挙げた数値のとおり、メキシコの現行関税率はWTO上権利を与えられている関税率の半分であるということである。メキシコ側は、工業品における同国の譲許税率は同様の発展水準にある他の中南米諸国のそれと同様である旨述べるとともに、同国がITAに参加しなかった主な理由の一つは、メキシコが譲許関税を交渉している他の中南米の主要国もITAに参加しなかったためである旨述べた。

4. 上記及びの点は、日本及びメキシコの実業及び消費者に以下の懸念及び問題を生じさせる。

日本の製品のメキシコ市場へのアクセスが制限される。例えば電気製品(完成品)、電力プラント関連品の輸出への打撃が指摘された。⁷⁸

⁷ NAFTA 発効以後メキシコの輸入における日本のシェアは低下しており、NAFTA 締結時のシェアが現在も維持されていた場合に比べ、約3,951億円相当の輸出が逸失したと計算され、これは日本国内の総生産6,210億円分の減少、国内雇用31,824人分の喪失につながると推計される。

⁸ 自由貿易協定がないための関税負担により日系企業はメキシコにおける発電プラント・プロジェクトの受注

日系進出企業が日本及びアセアン諸国等から部品を輸入する際に、一時輸入や特惠輸入等の制度によらなければ高関税が賦課され、価格面で競争力を失う。共同研究会では、例えば自動車、電気・電子関連部品に関する問題が指摘された。⁹

日本製部品や日本製製造機械の使用比率の高い日本企業が新たにメキシコに投資するに当たって、現在の関税率は大きな阻害要因となる。

完成品に対する高関税は、安価で高性能の製品へのアクセスを阻害するという意味でメキシコの消費者の経済厚生を低下させ、部品に対する高関税は高コスト化を通じてメキシコの生産者の競争力を低下させる。こうした意味で、一般的に高い関税の引き下げ及びF T A域内外で適用される関税格差の解消は、メキシコ経済に良い影響を与える。

- 5．共同研究会においては、メキシコの関税率について、頻繁に変更・引き上げが行われており、制度の透明性・予見性・安定性を高める必要性及び同制度の改善の必要性が指摘された。¹⁰この問題は、日本企業の対メキシコ進出に悪影響を及ぼすものであり、これに対処することによってメキシコ経済に良い影響を及ぼす。

A - 2．個別措置

- 6．共同研究会においては、N A F T A締結に伴い従前のマキラドーラ制度が変更され、その後継措置として導入されたメキシコのP R O S E C（分野別輸入促進措置）制度について、以下の課題が指摘された。

関税引き下げ措置を講ずる対象品目として完成品が含まれず特定の部品のみが対象となっているなど、制度の対象品目の範囲が十分でなく、また関税の引き下げの程度も十分でない。

制度の対象が政令ベースで変更が可能のため、メキシコ政府の判断で比較的容易に変更できる。P R O S E C制度の下での特惠関税率を享受する日本企業は、予見し得ない製造コスト増を強いられ易い。このことは、同制度による特惠関税率での部品輸入を前提として活動を行っている日本企業に予想せざる製造コストアップを強いることとなり、問題である。¹¹また、政令改正の際も、公示翌日に発効し、経過措置が講じられないことも問題点として指摘された。更に、違う製品が同一の関税分類とされるなど関税分類の適用が一定でないという問題もある。

更に、以下の制度運用上の困難も存在する。

-)煩雑な関税納付手続、
-)同一の部材でも使用される分野が異なると異なる関税率が適用される。
-)対象品目への追加の申請が長期間にわたる、
-)登録手続きが不明瞭なまま登録認可の遅れが生じている。

メキシコ側は、P R O S E Cは輸入部品及び資機材に課せられる関税を減免し、産業競争力を維持するために設けられたものであり、資機材、投入財、部品をF T A非締結国から無税またはきわめて低い関税でメキシコに輸入することができることから、P R O S E Cの受益者は、対象

が事実上困難となり、この結果、今後年間1,201億円が逸失すると計算され、これは日本国内の総生産1,966億円分の減少、10,571人分の雇用喪失につながると推計される。

⁹メキシコに進出している某日系メーカーは2000年より部品130億円分の調達先を日本からN A F T Aに切り替えたが、これは日本国内の総生産330億円分の減少、1,381人分の雇用減少につながると推計される。

¹⁰例えば、1999年1月の一般輸入関税率引き上げにおいて、自由貿易協定締結国以外の国・地域に対する一般輸入関税率を約1万品目（関税分類番号で約85%）について、3%又は10%の引き上げが行われた。また、2001年9月には、鉄鋼製品に関する一般税率の25%の引き上げが行われた。

¹¹例えば、2000年12月31日公布の新PROSECでは、電気及び電子分野における2500品目を越える投入材のPROSEC特惠対象品目が削除されたほか、従来のPROSEC対象品目の一部について特惠関税率が0%から5%に引き上げられた。2001年12月に行われた改正の後、現在においても制度の存続、改正の見込みが不安定であり、企業活動にとって大きな制約となっている。

分野の生産連鎖に参加する者すべてである旨指摘した。PROSECを通じ、メキシコは22の生産分野における何百もの関税について野心的な一方的自由化を行っていることが特記されるべきである。

更に、メキシコ側はPROSECは動的な制度であり、メキシコに進出している産業の利益のため不断に改善される可能性がある旨述べた。しかしながら、日墨二国間の関税問題に対処するにはFTAは、それがもたらす法的安定性に鑑みれば、よりよい手段となるであろう。

7. 共同研究会においては、PROSEC同様、部品の特恵関税率での輸入を可能とすることを目的として導入されたメキシコのレグラ・オクターバ制度について、日本側より、有効期限が6ヶ月間に限定された当該措置をその都度延長しなければならないという運用上の硬直性、並びに申請しても認可を受けられるかどうか確実ではない、あるいは同制度を前提として操業している日本企業にとって事後的に予期せざるコスト負担を強いることになるという不安定性・予見不可能性が問題であるとの指摘があった。メキシコ側からは、レグラ・オクターバは当該輸入品目がPROSECの対象品目に指定されるまでの期間の適用を想定した、そもそも暫定的性格の措置である旨説明があった。

A - 3 . 非関税措置

8. 共同研究会においては、日本側より、メキシコのアビソ・アウトマティコ制度（価格モニターのための通報制度）について、各国での製造コストの違いを勘案せず、特定の国からの一定の輸入品について高い基準価格が設定されていることが問題であり、¹²また、特定国からの輸入製品のみを対象として一方的に基準価格が設定されることは、当該国の企業をメキシコがFTAを締結している国の企業に比較して不利な状況に置くという問題点があるとの指摘があった。

これに対し、メキシコ側は、アビソ・アウトマティコ制度は、アンダーインボイスで輸入され、国内産品に悪影響を与える可能性のある物について統計的モニターを行う目的で設けられたものである旨述べた。また、メキシコ側は、アビソ・アウトマティコ制度は、輸入者が税関当局に対し、然るべく記入された所定の様式についての経済省の受領証明書を提出することを要求するのみであり、WTOの輸入許可手続に関する協定の規定にしたがい、中立的に、透明性をもって、かつ迅速に運用されている旨述べた。更に、日本の場合、同制度は、メキシコの2002年3月26日付官報に掲載された極めて少数の製品について適用されることが認識されるべきである。

B . メキシコ側からの指摘

B - 1 . 関税一般

9. メキシコ側より、日本の一般特惠制度（GSP）のスキームの不確実性について指摘があった。GSPスキームの下で、日本はメキシコを含む開発途上国の産品に対し、両国間の異なる発展水準を考慮して特惠関税を供与している。このGSPのスキームにより、メキシコは他のセンシティブ品目に影響を与えることなく日本のニッチ市場を見出すことができる。メキシコ側より、日本への輸入が限度額又は限度数量を超えると特惠関税の適用が停止される品目があり、メキシコの輸出業者が日本市場への恒常的輸出を図るにあたり確実性を欠くとの指摘があった。

これに対し日本側より、国際的規範に基づくGSPの非相互的かつ無差別的な性格により、特惠供与国は特惠対象となる国・品目を一方的に定めることとなっており、また、特惠関税の供与は対象となる全ての開発途上国に対し無差別に行われなければならない旨述べた。

10. 共同研究会においては、メキシコ側より、日本の関税は平均関税率においては低いと一般的

¹²例えば、ブリキについては基準価格が約650ドルに設定されているが、日本製のFOB価格は約500ドルであり、日本企業はその差額に関する関税に相当する額を3ヶ月間無利子で預託金として納める必要がある。

に言えるが、メキシコが輸出に関心をもち得る特定のセクターについては高関税（ピークタリフ）があるとの指摘があった。

1 1．農産品貿易について、メキシコ側より、以下の点が述べられた。¹³

日本とメキシコとの間の農産品貿易の拡大は、メキシコの農業分野の発展を助け、単一の農産物市場にのみ依存するリスクを分散させることになる。

日本は食料消費の60%を輸入しているが、メキシコからの輸入はごくわずかであり、メキシコの農産品に対する関税を撤廃することによる影響は日本の農業への脅威とはならないと考えられるが、産品毎の分析は必要である。同分析の結果として、日本の農業セクターの崩壊を防ぐためには、メキシコが既に日本に輸出している農産品及び輸出の可能性のある農産品に対し特恵的扱いを与えるため如何なる方法が最善であるかを明らかにすることができるとも思えない。

メキシコ側は、日本との貿易関係の強化は高付加価値品の輸出を必然的に含むこととなると考える。メキシコ側は、農産品貿易のためには、食品の安全性や品質など、消費者の嗜好及び関心を満足させるための輸入者と輸出者の間における中長期的提携が必要であると考えている。また、日本の消費者は極めて洗練されており、より多くの種類の産品が年間を通じて供給されることを求めるようになってきていると思われる。

両国は、穀物、飼料、油糧種子、乳製品、肉類の純輸入国であり、国内需要を満たすために第三国からの輸入に依存している。メキシコ側は、熱帯産品、果実、野菜、家きん肉、牛肉、豚肉、飲料及び加工品などの分野で相互補完性があると考えている。経済的相互補完性及び互恵的貿易の可能性のある分野に集中する必要があるが、また、日本及びメキシコ両国は輸入により国内農業生産を補うことができる。

メキシコから輸出する可能性のある品目を含め、日本が広範な種類の農産品を生産していることをメキシコはよく承知している。相互補完性は日本がそのうちいくつかの産品について輸入に大きく依存しているという事実起因する。特恵的貿易協定を締結すれば、日本市場に対する健全かつ信頼できる供給者としてのメキシコの地位が強化されることとなる。その場合においても、関心のある全ての産品についての完全な自由化は必ずしも想定されない。

メキシコ側より、日本の輸入関税率は一般的にそれほど高くないが、いくつかのタリフピークが存在するとの指摘があった。

1 2．以上のメキシコからの指摘に対し、日本側より、以下の見解が紹介された。

メキシコから日本に輸出されている農産品の関税率は既にかなり低い水準にあり、メキシコの農業界にとって障壁とはなっていない。

近年、メキシコから日本への農産品輸出が増加したのは、いずれも日本における消費者ニーズと需要をメキシコ側が的確に捉えた結果であり、日本への輸出機会拡大には、日本市場についてのかかる情報の把握に一層努めることが重要である。

農産品の分野においては、日本とメキシコの間には、相互補完性はほとんどない。日本は多くの農産品を輸入しているが輸出はほとんどなく、日本とメキシコはメキシコと他の国の間のような相互的な農産物貿易関係にない。

日本市場について、例えば果実全体の消費量は横ばい状態にあり、輸出がほとんどないことから、国内で生産のない熱帯果実でさえも輸入量が増加すれば他の国産果実の消費に影響を生じる可能性が高く、従って、熱帯果実といえども国産果実と競合関係にある。また、野菜、家きん肉、牛肉、豚肉、飲料等に関しては、まさに国産品に対し競合関係にある。従って、日本とメキシコは農産品貿易上の相互補完関係にはないものと考えている。

食料安全保障の確保及び農業の多面的機能の発揮を図る観点から、農産品貿易と国内農業の健全な発展との調和に十分留意すべきである。

¹³ メキシコ側は、農業補助金の問題については二国間では扱うことができず、世界の農産品市場に現存する歪曲性は、食料純輸入国ではなく、自国の農業分野へ莫大な補助を行っている大規模輸出国により主としてもたらされているということを十分承知している。この問題は、WTOにおける交渉で議論されるべきである。

B - 2 . 非関税措置

13 . メキシコ政府の代表は良好な経験を指摘しつつ、メキシコの検査制度を日本が認めることを望む旨述べた。また、マンゴーを例として他国からはメキシコのいくつかの地方が果実の病気の無発生地域に認定されており、日本からの回答を待っている旨述べた。これはより迅速な二国間メカニズムが有益となり得る一つの例である。

これに対し、日本側からは仮に個別具体的な検疫上の関心事項があれば、案件毎に科学的、技術的に両国の専門家間で協議することが重要であり、必要に応じ協議を行っていく用意がある旨応答した。あわせて、日本は世界各国に対して平等に適用される検疫上の解禁手続きを定め、これを公開していることから、特定の国に対してのみ特別な手続きを認めることは出来ないことを説明した。

更に、日本側から、チアパス州からのマンゴーの輸出に関し、チチュウカイミバエ無発生地域設定に関するメキシコ側からの資料の提出を待っているところであること、他の州については従来よりチチュウカイミバエの問題はないことを認めているとの説明があった。

C . 解決策

14 . 共同研究会においては、上記の問題点を解消することが物の貿易における二国間経済関係を一層強化するために必要であることが指摘された。共同研究会は、日墨両国経済の相互補完性並びに両国経済の競争力及び厚生の効果に配慮しつつ、望ましい水準の関税及び非関税措置を実現することが重要であると考えた。また、このことは、日墨両国の生産者のためのみならず、消費者の経済厚生を高め、相互補完性に基づく両国経済の発展のために不可欠であることが指摘された。

15 . 共同研究会においては、日本とメキシコの二国間経済関係を一層強化するため、日墨自由貿易協定（F T A）の可能性を含め、以下に要約されるいくつかの具体策について包括的議論がなされた。

また、メキシコ政府は上記セクション A において日本側から指摘された問題点の全てに対応する意向を示した。

C - 1 . F T A

16 . 共同研究会においては、以下の観点から、日墨間の F T A の締結が個別の国内措置または W T O 新ラウンド交渉と比較して、最も望ましく効果的であるとの見解が大多数を占める。

F T A は、実質上全ての貿易について関税その他の制限的通商規則を廃止することとしており、これを通じ各締約国の持つ品目別の国内関心やセンシティブティを踏まえ、各国間の経済の相互補完関係を活かすことが可能となる。

F T A は、少数国の間で締結できることから、NAFTA の締結及び E U ・墨 F T A 発効以降日本企業が被っている不利益が拡大している現状の関税の問題を早急に解決するためには有効な方策となりうる。

メキシコ側は、M F N（最恵国待遇）ベースでの関税率引下げでは競争相手の国々が高い関税率を維持しているいくつかの特定セクターの困難な問題に対処することが難しいため、メキシコは特定の国との F T A 締結を望んでいる旨述べた。また、メキシコは、F T A でなければ、タリフピークや G S P 制度の不確実性のような問題に対処することも困難であると考えた。

F T A を締結した際の輸入の急増の可能性については、F T A において二国間セーフガードの規定を設けることで、両国で影響を受けた産業の損害を緩和する措置が可能である。

メキシコ側は、F T A の締結を前提として政府調達協定の締結や投資協定における内国民待遇の付与を検討している。

17. 共同研究会は、F T Aを締結する最終的なプロセスにおいて、日墨製品のみが関税撤廃の利益を受けることができるような原産地規則を制定することが必要であると言及した。

両国は、それぞれがこれまでに締結したF T Aで定めたように、物品の原産国を特定するのに必要な条件を定める特定の原産地規則を定めることの重要性を認識した。

原産地規則については、日本は、日・シンガポール新時代経済連携協定とG S Pに関し、基本的に関税分類変更基準を採用している。一方、メキシコが交渉を行ったF T Aにおいては、関税分類変更基準、付加価値基準又は両方の基準を用いているものがある。

共同研究会は、日墨間では、関税分類変更基準が基本的に採用されるべきであるが、関税分類変更基準を用いることが困難な特別な場合にのみ、付加価値基準の採用が可能であるとの認識で一致した。

また、共同研究会は、原産地規則は、以下の規律及び原則に従うべきとの認識で一致した。

- a) 貿易に対して不必要な障害とならないこと
- b) 公平、透明、明確、予測可能で、一貫性があり、かつ中立的な態様により、作成及び適用がされること
- c) 利用者及び税関の双方にとって執行が容易であること

さらに、共同研究会は、輸出入者が満たさなければならない原産地証明の要件を設けるために、明確に規定された税関手続を確立することが重要であると考えた。

共同研究会は、原産地規則及びその関連手続について協力を強化し、また、その更なる共通の理解を深めるために、これら事項に関する情報交換の重要性を認識した。

18. F T Aを締結するに際しては、W T O協定との整合性を確保する必要がある。具体的には、G A T T第24条は「実質上すべての貿易」¹⁴について「関税その他の制限的通商規則を廃止」することとしている。また、同条は妥当な期間（解釈了解により原則10年以内とされる）内での関税等の段階的撤廃を認めている。¹⁵

19. 共同研究会においては、関税撤廃の検討におけるそれぞれの国のセンシティブセクターへの考慮の必要性も指摘された。例えば、メキシコからは、農産品、特に果実、野菜、豚肉等について日本市場でのシェアを拡大したいとの要望が表明されると同時に、メキシコ農業自身がセンシビティを有しており、あり得べき日墨F T Aにおいては両国の深いセンシビティが尊重される必要があるとの考えも示した。

20. 他方、日本側より、日本の農林水産分野の中の品目をめぐるセンシビティから、二国間協定での更なる関税の撤廃・削減は困難であるとの考え方があることも示された。

¹⁴ 「実質上すべての貿易」の具体的内容について国際的に確立した定義はないが、E Uは(i)域内の貿易量の概ね90%以上を無税譲許すること、(ii)特定セクターを一括除外しないことが最低限必要であると理解している模様である。(注)出所：E Uメルコスール地域間連携の設立に関するE Cスタッフ作業文書5. 1. 1.

¹⁵ これまで墨が締結したF T AであるNAFTAでは米、加との間で双方向貿易量における99%、EU墨F T Aでは双方向貿易量における97.1%（EUから墨への総輸出の96.8%、墨からEUへの総輸出の97.6%）が無税譲許されている。日本が締結したF T Aである日・シンガポール経済連携協定では、貿易量における98.5%（日本からシンガポールへの総輸出の100%、シンガポールから日本への総輸出の93.8%）が無税譲許されている（注）（表1）。

（注）これらの数値は、日・シンガポール経済連携協定の数値（日本側が算出）を除き、各F T A当事国からW T O・C R T Aに通知されたもの。ステージング等の経過措置を経て最終的に達成される数値。

日・シンガポール新時代経済連携協定においては、農林水産品についてWTO無税譲許品目及び実行無税品目を無税譲許の対象としたことが紹介された。更に、この関連で、日・シンガポール新時代経済連携協定について、(1)国内農林水産業に悪影響が生じないよう十分配慮すること、(2)特に、農林水産品の関税については、WTOの場で議論すべきものであることから、二国間の協定において更なる削減・撤廃を行わないことを基本方針とするとともに、今後検討される同種の二国間協定についても同様の考え方で対応する、との自由民主党農林水産物貿易調査会決定(平成13年9月3日)が紹介された。

21.これに関し、メキシコ側は、あり得べき二国間協定の最終的パッケージにおいては農産品が不可欠であること、及びメキシコは日本のセンシティブティーに対応するために柔軟なアプローチをとる用意があるとの考えを示した。また、メキシコ側より「国内農林水産業に悪影響が生じないよう十分配慮する・・・」等の自由民主党における見解については日墨二国間協議の中で対処することも可能である旨指摘された。また、メキシコ経済の構造及びメキシコ農業セクターの社会的・経済的重要性はシンガポールにおけるものとは大きく異なる旨指摘された。

22.共同研究会においては、センシティブ・セクターをめぐる諸困難を克服すること、及びそのための具体策を検討することの必要性が認識された。この関連で、共同研究会は、例えば以下の措置が既存のいくつかのFTAに含まれていることに言及した。

メキシコ・EU間の自由貿易協定においては、関税の引き下げ・撤廃を段階的にする方法(ステージング)、関税の引き下げの検討を一定期間の経過後とする方法(ウェイティング・リスト)等により、センシティブセクターに配慮した形での協定を締結している(ただし、上記の通り、いずれにしてもEU-メキシコ間貿易の97%の自由化が規定されている。上記パラグラフ18.の脚注を参照。)。また、NAFTAや日・シンガポール新時代経済連携協定においては関税削減・撤廃後の影響に対するセーフティーネットとして二国間セーフガード措置が導入されている。

C - 2 . 独自の国内措置による実行関税率の削減・撤廃

23.独自の国内措置によって、産業界の具体的なニーズ・要望を踏まえて、対象品目や対象期間の設定を含め関税の問題に柔軟に対応することが可能である。このため、共同研究会においては、今後とも経済の実態を踏まえ引き続き独自の関税措置を適切に運用することの必要性が指摘された。また、品目・税率の変更や変更内容の公表に関する手続きの透明性の確保が重要であることが指摘された。

24.共同研究会においては、ありうべきFTAまたはWTO新ラウンドにおいて合意される関税引き下げ措置実施を待つことなく、MFNベースで関税を引き下げる経過措置を設ける必要性が指摘された。

C - 3 . WTO新ラウンド交渉における譲許関税率の削減

25.2001年11月の第4回WTO閣僚会合で新ラウンド交渉が開始された。また、農産品については、WTO農業協定20条に従った改革過程を継続するための交渉が既に開始されていたが、上記の第4回WTO閣僚会合における閣僚宣言で、2003年3月末までに農業交渉のモダリティが確定され、2005年1月1日までに農業を含むラウンド交渉全体が終結すべきことが述べられている。

26.ラウンド交渉の結果は全てのWTO加盟国からの輸入に適用され、そうした国々からの輸入部品を使用する日系進出企業にとっても改善策となる。

27.他方、メキシコ側からは、繊維、靴、鉄鋼等はMFNベースでの関税引き下げを行うにはセンシティブな品目であり、また、多国間協議では多くの関係国との間でセンシティブティーに配慮

した交渉が必要となり合意形成までに非常に長い時間がかかるために、二国間で議論する方が望ましいとの見解が示された。

28．これらの観点から、共同研究会においては、日本とメキシコとの間の諸問題を多国間交渉に比べて短期間に解決するためには、F T Aの形での二国間のアプローチがより望ましいとの見解が大多数を占めた。

C - 4 . Aviso Automatico

29．日本側より、アビソ・アウトマティコ制度について、本来価格監視を目的とする同制度が貿易制限的に実施されないよう、メキシコにおける運用上の改善及び制度適用の相互監視を適切に行うことの必要性が指摘された。

II. 政府調達

1. 日本はWTO政府調達に関する協定の締約国であり、メキシコは同協定の非締約国である。
このため、日本側の見地からは、日本企業はメキシコにおける事業機会を喪失し、投資が阻害されるとともに、メキシコ国内の調達コストの上昇により同国の消費者・生産者に不利益を与える可能性がある」と指摘され、共同研究会において、その改善の必要性について認識が一致した。メキシコ側からは同国の政府調達手続き全般について情報提供があった。
2. 共同研究会においては、メキシコ及び日本の政府調達手続について以下の問題点の改善が求められる旨指摘された。
 - 1) 日本側より、メキシコとの自由貿易協定締約国の企業に対しては内国民待遇が付与されるのに対して、その他の国の企業には付与されないといった問題点が指摘された。例えば、メキシコ及びメキシコとの自由貿易協定締約国の企業しか入札できない案件が存在するほか、かかる企業に対する入札価額の10%のディスカウント制度が存在することがもたらす日本企業への不利益が指摘された。このため、日本企業は不利な状況におかれ、日本からメキシコへの投資が阻害されており、メキシコにおける効率的な政府調達が妨げられている。
 - 2) 日本側より、メキシコの政府調達における入札資格条件の不明確性や手続の煩雑さが指摘された。このため、日本企業はメキシコにおける政府調達に入札しづらくなっている。メキシコ側からは、同国の政府調達手続きは明確かつ機能的であり、実際、1997年のメキシコの政府調達市場においてはFTA非締約国からの物及びサプライヤーの参入が29億ドルを超えていた旨指摘された。
 - 3) メキシコ側より、日本の2000年貿易政策審査(TPR-2000)にある入手可能な情報によれば、日本の政府調達市場における外国サプライヤーの参入率は低いままであり、メキシコの潜在的供給者による同市場へのアクセスが困難であるとの懸念が表明された。日本側からは、
 - i) 日本の政府調達制度は内外無差別であり、外国からの調達について何ら制限を設けていない、
 - ii) メキシコの潜在的サプライヤーは、一般競争入札を原則としていることから、日本市場への参入につき他のいかなるサプライヤーとも同じ機会を与えられている(但し、WTO政府調達協定に定められている紛争処理手続きに訴えることができるのは同協定の締約国のみである。)、旨指摘された。
3. 共同研究会は、政府調達について、透明で公平な手続の下、すべての企業に機会を提供することの重要性に鑑み、両国における内外無差別の手続の必要性について認識が一致した。また、上記の問題点の改善のための方策について、政府調達に関する日墨二国間協定の可能性も含め、検討した。
4. FTAと一体化した形での二国間協定
共同研究会は、メキシコの政府調達手続における現在の差別的状況を解決するためには、FTAと一体化した形での二国間協定を締結することが他の方法よりも効果的かつ望ましい旨指摘した。日本における政府調達手続については、FTAと一体化した形での二国間協定はメキシコ政府に対して同協定に定められる紛争処理手続を与えることとなり得る。政府調達協定の締結は、メキシコの政府調達手続における現在の差別的状況を解決する方法の一つであるが、FTAと一体化していない独立した二国間協定はとり得る選択肢ではない。なぜならば、メキシコにとり政府調達はセンシティブな分野であり、FTAと一体化していない二国間協定において内国民待遇などの優遇措置を与えることが困難なためである。
5. メキシコのWTO政府調達協定への加盟
WTO政府調達協定加盟国(28ヶ国・地域)のうち、メキシコは、日本、韓国、シンガポール、香港以外の国とはFTAを締結しており、それぞれのFTAの枠内で既に政府調達について内国

民待遇を与えている。したがって、理論上は、メキシコがWTO政府調達協定に加盟し、それにより上記3カ国1地域に内国民待遇を与えることはそれほど困難とはいえないが、政府調達に関するメキシコ国内のセンシティブティーのため、かかる方法をとることは実際には極めて困難である。

共同研究会においては、政府調達における日墨間の問題を解決するためには、FTAと一体化した二国間政府調達協定がメキシコにとり、より容易かつ都合のよい解決策であるとの見解が大多数を占めた。

- 6．日本側より、現在ある問題を早急に是正するため、上述のありうべき方策の実施を待つことなく、日本企業に対し内国民待遇を付与する経過措置を設ける必要性について指摘した。
- 7．日本側より、メキシコの政府調達手続における入札資格条件の改善及び明確化のためにメキシコ政府は現在とっている措置を加速させるべきである旨指摘した。¹⁶

¹⁶ メキシコ政府は経済界に対し、調達機会に関する公開情報をインターネット（www.economia-paasop.gob.mx）を通じて周知しており、そこでは政府調達計画を含む「物資、リース及びサービスの年間調達計画」が公表されている。メキシコ政府は透明性のため、公開入札に関する情報（入札案内から各公開入札結果まで）をウェブサイト（www.compranet.gob.mx）で公表している。

III．不当廉売関税（AD）、相殺関税（CVD）及びセーフガード（SG）

- 1．共同研究会は、不当廉売関税及び相殺関税は、相手国による不公正な貿易行為に対し発動することが認められた措置であるが、これらの保護主義的かつ恣意的な濫用を避けなければならないことについて共通の認識を持った。研究会は、日本及びメキシコ両国政府に対し、こうした必要性を認識し、自由貿易を促進するWTOの目標に貢献するため、上記の措置の発動がWTO協定整合的になるよう慎重に検討することを要請した。
- 2．不当廉売関税については、WTOの枠組みの中で議論が行われることとなっている。共同研究会は、WTOでの議論において、日本及びメキシコ政府が協力して、不当廉売関税措置が厳に合法的に発動されるための必要な条件の明確化に努めるべきとの認識を共有した。
- 3．共同研究会は、メキシコにおける不当廉売関税措置の取り扱いがメキシコとの自由貿易協定の締約国と非締約国との間で異なるのではないかと懸念を表明した。加えて、研究会は、こうした措置の発動には、透明で公平な手続きがとられるべきであるとの認識に達した。
- 4．共同研究会は、ありうべき日本・メキシコFTAにおいて効果的かつWTO協定整合的な二国間緊急措置の導入について検討する必要があること、及び一般セーフガード措置との関係など手続き的な要素が、ありうべき交渉において議論されうることについて認識を共有した。
- 5．メキシコ側は、ありうべき日墨FTAにおいては透明性や手続の公正性に関連した条項の改善を考慮するため、AD及びCVDに関して日墨間で議論することができる旨指摘した。日本側は、そのような事柄はWTO交渉で扱われるべきとの考えを示した。

IV. サービス

1. サービス貿易の特徴は、資本、労働、技術、経営資源等の生産要素の移動を伴うことにある。サービス貿易の活性化は、異なる国の生産要素の新しい結びつきを生み、国際分業を促進し、競争を通じて生産性を向上させる機会を生み出す。

特に、金融、運輸、通信、流通、建設、エネルギー等産業活動のインフラとしての機能を持つサービス分野の効率化は、当該分野のみならず、他のサービスや製造業の効率化に資することを踏まえると、このような分野のサービス貿易の自由化の利益は、当該産業の効率化に留まらない。

また、貿易相手国との地理的・時間的制約を解消する電子商取引、言語・文化・芸術等の伝搬によって相手国との親近感を高める役割を担うＡＶ等のサービス分野は、貿易投資の拡大にポジティブな影響を与えることに留意する必要がある。

2. 共同研究会においては、日本側より、メキシコのサービス分野における規制に関し、以下が改善すべき点として指摘された。

(1) 保税倉庫業、総合港湾管理、保険・保証会社、金融ファクタリング企業、ノンバンク銀行などに４９％までの外資出資比率の上限があること。

(2) 国際海運サービスについて４９％を超える出資に対する事前承認取得の義務が課せられていること。

(3) 税・監査サービス、公証人の資格取得に関する国籍要件が存在すること。

(4) メキシコのGATSの特定の約束上においても、自由職業サービス、テレコミ、建設、運輸などの分野において、第３モードでマイノリティ規制を含む様々な外資規制が存続していること。GATS上の約束がないため、突然規制が変更される可能性があること。

(5) メキシコとの自由貿易協定締結国のサービス提供者は、金融サービス分野において市場アクセス、内国民待遇が確保されているが、日本のサービス提供者は、これらのサービス提供者に比して不利な扱いを受けていること。このことは、日本からメキシコに進出している製造業にとっても、日本のサービス提供者のサービスを受ける上で制約があること。

3. メキシコ側は、次の２つのメカニズムを通じた事実上のサービス自由化が行われてきた旨説明した。

- ・政府が貿易及び外国投資の規制・制約を撤廃するためにとる自主的措置

- ・サービス貿易を容易にする技術進歩によりとられた措置（例えばインターネット、自由職業サービス、データ通信、TV会議、送金など）

しかしながらメキシコ側は、近年行われてきた一方的な自由化措置が将来も維持されるか否かについて確たることは言えず、一方的な自由化措置を当然のものと考えるべきではない旨指摘した。

4. 共同研究会では、改善のための方策を、それぞれの方策に伴うメリット、デメリットを含めて包括的に検討した。

5. F T A

共同研究会は、サービス貿易FTAの締結が、二国間経済関係を改善するために、以下の点において、WTO新ラウンド交渉を通じた自由化約束に比べてより有効な方策であると考えた。

二国間でサービスの貿易を自由化する協定は、GATS第５条にある(イ)「相当な範囲の分野」を対象とし、(ロ)「実質的に全ての差別を撤廃する」との要件を満たすことにより、両国の持つ分野別の国内関心やセンシティブティを踏まえ、各国間の経済の相互補完関係を活かすことが可能である。

メキシコはNAFTA加盟によりサービス分野の自由化が相当程度進んでいるため、これをGATS 5条と整合的なF T Aの形で約束することは可能と考えられ、法的安定性も高くなる。

メキシコは、金融分野について、既にNAFTAやEU企業に100%出資を認めており、日本にも同様に

F T Aによって100%外資出資を認めることは可能と考えられる。

メキシコは北米及び中南米諸国とのFTA締結を通じたサービス分野の自由化の経験を考慮し、あり得べきFTAにおいてはネガティブリスト方式を選好する旨述べるとともに、次の点を説明した。

- ・ FTAにおいては、規制が付表に示されるために透明性があり、サービス提供者にとり確実性がある。
- ・ 様々なFTAにおけるメキシコの経験を通じ、規制は存在するが自由化を通じて国内経済に利益を与えるため同規制を撤廃または変更できる分野と、正当な理由があるために規制を維持すべき分野が明らかになった。

サービス自由化の例外について、日本側は、日・シンガポール新時代経済連携協定でポジティブリスト方式を採用した旨説明した。メキシコ側は、NAFTAにおいてはネガティブリスト方式をとったこと、及び将来のFTA交渉においてはネガティブリスト方式をとることを考えており、同方式では全てのサービス分野を交渉に含め、両国のセンシティブティーの高い分野に留保を付すとともに、更なる自由化約束を行うことが可能であることを説明した。

6 . W T Oでの新ラウンド交渉を通じての自由化約束

サービス交渉は2000年から開始されており、2005年1月1日の交渉妥結を目標に、第一次リクエストを2002年6月30日までに、第1次オファーを2003年3月31日までに提出することとなっている。

メキシコ側は、WTOにおいては144の加盟国が二国間、少数国間及び多数国間で交渉する必要があり、はるかに時間がかかり成果は限定されるので、WTOでの交渉よりもFTAでの交渉を通じた方が、サービス貿易における更なる約束を行うことが可能である旨説明した。

共同研究会では、サービス貿易の自由化に係る日墨間の問題は早急に解決されるべきであり、WTO新ラウンド交渉を通じた自由化約束よりもサービス貿易FTAによる二国間方式の方がより望ましいとの見解が大多数を占めた。

V. 投資

1. 1980年代後半以降、世界の主要国・地域の海外直接投資は大幅な伸びを示したが、いくつかの投資受入国においては、自国産業の保護・育成、外貨流出の防止等の観点から、外国からの投資に関して様々な要求を課す場合がある。このような要求の例としては、ローカル・コンテンツ要求、輸出入均衡要求、送金規制等がある。

なお、外国投資の自由化及び投資家や投資財産の保護を規定する多国間の包括的な投資協定は存在していない。

2. 外国直接投資（FDI）は、生産、雇用創出及び技術移転に貢献することを通じ、国内資本とともに、多くの国の開発戦略において重要な役割を果たすことが広く認められている。一般的に、FDIは資本形成、貿易の拡大及び多様化、競争の促進、高度技術へのアクセス並びに経営システム改善に貢献する。（グラフ1.及び2.）

3. メキシコと日本は魅力的な貿易パートナーである。日本の投資家にとり、メキシコへの投資は、メキシコ国内市場の規模のみならず、メキシコの自由貿易協定（FTA）の広範なネットワークのために魅力的である。同ネットワークによりメキシコは北米、中南米及びヨーロッパの主要な市場への特恵的アクセスをもち、世界貿易のための重要な輸出基地となっている。

4. 共同研究会は、日墨両国は、両国にとり均衡のとれた投資の枠組みをつくることを通じて夫々の投資家のために新しい関係を樹立する機会を有するとの見解を共有した。

5. 共同研究会は、日墨間の投資交流を促進し、二国間の経済活動にとってより魅力的な条件を整備する観点から、日本からメキシコへの投資に関わる問題点について、以下のとおり整理した。

(1) 日本側より、日本企業がメキシコに投資するに際して、サービス分野へのいくつかの外資参入規制が存在することにつき言及した。

- 保税倉庫業、総合港湾管理、保険・保証会社、金融ファクタリング企業、ノンバンク銀行などに49%までの外資出資比率の上限があること。
- 国際海運サービスについて49%を超える出資に対する事前承認取得の義務が課せられていること。
- メキシコのGATSの特定の約束上においても、自由職業サービス、電気通信、建設、運輸などの分野において、第3モードでマイノリティ規制を含む様々な外資規制が存続していること。GATSにおける約束がないため、突然規制が変更される可能性があること。

また、日本側より、NAFTAその他のFTA締約国企業に対しては、外国投資法により一様に外資規制がかけられている分野を除き、これらの規制のレベルが緩やかであることにより、日本企業がNAFTA等メキシコとFTAを締結している国の企業に比して不利な扱いを受けている旨述べた。メキシコ側からは、同国とのFTA締約国のサービス提供者に対しては特恵的スタンスティルを与えている旨説明があった。

(2) 日本側より、外国投資にかかる紛争処理事案に関し、経験によれば、カルボ主義の考え方により、国際的仲裁にかけることには制約がある旨指摘された。NAFTAの規定の下では、投資家は独自にまたは自身が所有又は支配する企業の代理として、投資受け入れ国が投資関連規定にある原則及び規律の下での義務に違反した旨を、同違反により当該投資家または企業が損失を被った場合に限り、国際的仲裁にかけることができる。日墨間についても、日本側の考えでは、中立的裁定を確保するため、投資紛争を直接、国際的仲裁にかけることができるということが必要である。

これに関し、メキシコ側より以下を述べた。

カルボ条項は、メキシコにおいて企業に投資する外国企業又は外国人がメキシコ企業又はメキシコ人と同じに扱われ、これら外国企業又は外国人が紛争処理事案について本国政府の保護措

置に訴えないことを意味する。

メキシコ側としては、日墨間で均衡のとれた投資の枠組みを含む国際取極をつくる際に、投資家と締約国との間の紛争処理メカニズムを組み入れることが可能であり、これが投資家に法的確実性を与えることとなると考える。

(3) メキシコ自動車令にはローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求等のパフォーマンス要求が規定されているほか、国内で完成車を生産していないとディーラーとして輸入できない旨も規定されている。但し、この自動車令は2003年末に撤廃される。

(4) エネルギー分野の一部において外資及び国内投資の参入が禁止されている。天然ガス分野の下流部門（輸送・流通・貯蔵）については、外資参入が認められたと言われているが、当該分野の上流部門（精製、開発）及び石油分野については依然外資参入が禁止されている。メキシコ側からは、エネルギー分野の一部における民間投資の制限はメキシコ憲法の規定によるものである旨説明があった。

(5) 日本側は、メキシコの関税制度などの改廃・変更が、法的安定性・予見性の観点から、日本企業の投資意欲に少なからぬ悪影響を与えていると考える。

6．共同研究会は、これらの改善を図る有力な手段として、投資に関する法的な枠組みを整備することが重要であることにつき認識が一致し、改善のための方策を、それぞれの方策に伴うメリット、デメリットを含めて包括的に検討した。

7． F T Aと一体化した形での二国間投資協定

投資家は投資を行うに際して確実性及び法的安全性を考慮する。日墨間の投資ルールを策定することを通じ、FDIの促進及び保護に向けた原則及び規律の枠組みが作られ、こうした確実性・安定性が与えられる。

共同研究会の見解では、FTAと一体化した投資ルールが、投資における二国間経済関係を強化し、投資財産の設立前及び設立後における内国民待遇及び最恵国待遇の付与、パフォーマンス要求の禁止、自由な送金の確保、収用及び補償の条件の明確化などの問題を解決するために、より有効な方策である。

日墨両国は、1999年から投資協定の締結について交渉を行ってきた。メキシコ側は、F T Aと一体化した形での二国間投資協定においてのみ、投資の許可に関する内国民待遇及び最恵国待遇の付与が可能との立場である。

他方、物の貿易を含むF T Aを締結することに関しては、第1章「物の貿易」の各論点を考慮する必要がある。

メキシコ側は、上記のような投資ルールは投資コストの減少に直接的につながり、相互の投資へのインセンティブとなるうえ、透明性及び法的確実性の条件の下で二国間の投資フローを拡大させると考える。特に、投資に保証が与えられることは、中小企業にとってはとりわけ価値があり、こうした企業がメキシコに直接投資を行うことを検討するかもしれない。

8． W T O新ラウンドを通じてのルール策定

投資分野における多数国間のルール策定については、まずこれまでの検討作業を続けて、2003年9月にメキシコにて予定されるWTO第5回閣僚会議の後に、コンセンサスを得て交渉することとなっている。

しかし、メキシコ側は、投資に関する多国間ルールの策定にはより長い時間がかかり、メキシコにおける投資について法的確実性を保証し市場アクセスを改善するためには二国間投資ルールがより有効であるとの見解を述べた。

共同研究会においては、投資に関する日墨間の諸問題を解決するためには、FTAと一体化した投

資ルールがWTO新ラウンド交渉を通じた新しい投資ルールの策定よりも、短期的により好ましいとの見解が大多数を占めた。

VI. 人の移動

1. 投資、サービスの貿易には、通常、これらの担い手である人（ビジネスマン）の移動を伴う。人の移動が円滑に行われなければ、機動的な事業活動を行う妨げとなる。共同研究会は、日墨間の経済関係の強化を図る観点から、両国間の人の移動に関わる問題点について検討し、特に日本側から、メキシコの査証の発給、変更、延長に関する手続遅延等の問題が指摘された。
2. 共同研究会では、人の移動に関して、改善のための方策を検討した。
 - （１）共同研究会では、メキシコ側より、査証の発給、変更、延長に関する手続については、査証発給までに30日は越えないことを確保しており、今後も、具体的な問題点の指摘があれば改善を検討していく旨説明があった。
 - （２）専門家や技術者の移動の促進という観点からは、職業上の資格の相互承認が考えられる。こうした取り組みを進めるために、両国の専門家職業団体同士の議論を進めていく必要性がある。
 - （３）共同研究会では、資格の相互承認を含む入国の問題に関し、ビジネスマンの入国に係る各国の要求事項についての疑問を解消し、その他の主要な問題点を明らかにするために、情報及び経験を交換する調整メカニズムを設立することが適当であるということにつき見解が一致した。
（注：上記の諸問題は、サービス貿易の文脈において取り扱うことが可能である。）

第 3 部

円滑化、二国間協力措置及び紛争解決

第3部 円滑化、二国間協力措置及び紛争解決

・貿易円滑化（税関手続及びその他の貿易関連手続）

1. 共同研究会は、第一に、貿易円滑化は関税引き下げと同様の効果があること、第二に、多くの企業がグローバルな供給体制の構築を行う中で輸出入手続に要する時間の短縮及び手続の予見性がより重要となってきたことを認識し、税関手続その他の貿易関連手続の簡素化・国際的調和による貿易円滑化の重要性に言及した。
2. 日本及びメキシコは、企業活動により良い環境を与えるために、税関手続の簡素化を含む貿易円滑化のための各種施策を講じてきている。共同研究会は、ビジネス界に対しより良い環境を提供し、両国の経済関係強化に貢献するための協力可能な分野について、以下の通り特定・整理を行った。

両国の税関当局間の協力

世界税関機構（WCO）等においては、税関手続の電算化や簡素化に関する国際的な基準や勧告が策定されてきている。既存の税関手続をそれらの基準や勧告に可能な限り調和させることは、税関手続の効率性を高め、より簡素化されたものとするであろう。

適正な国境取締り及び貿易円滑化をさらに進めるために、両国の税関当局は、貨物の通関におけるリスクマネジメント（貨物をハイリスク貨物とローリスク貨物に分けて、税関のリソースをハイリスク貨物の取締りに配分する手法）を実施してきた。

さらに、日本税関では、到着前に審査を行い、貨物の到着と同時に貨物の引取りを可能とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入しており、また、コンプライアンスの高い輸入者の貨物の一部については、納税申告前の貨物の引取りを可能とする「簡易申告制度」を導入するといった貿易円滑化のための様々な施策を採用してきた。

他方、メキシコ税関は、2002年初頭、ローリスクと特定された企業の輸出入の税関手続を軽減・簡素化する目的で優良関税納税者プログラム（“Compliant Customs Taxpayer”プログラム）という新たなプログラムを実施した。このプログラムは、米国税関との間で初期段階にある。

共同研究会は、情報の交換、税関手続の国際的な基準への調和等の分野において、両国が協力を行うことが両国間の貿易円滑化に資するとの認識で一致した。

通関キャパシティの拡大

日本側より、米メキシコ間の国境における通関が渋滞しているため、商品の着荷が大幅に遅れるケースがしばしば見られ、その要因のほとんどがメキシコのインフラ施設に起因しているとの問題点の指摘がなされた。日本側はまた、この問題は、現在進められているメキシコ税関内のコンピュータシステムのネットワーク化を推進すると共に、メキシコ側の通関レーンの増強により解決できることとの指摘を行った。

メキシコ側は、税関手続の大幅な変更を行ってきたとした。昨年、メキシコは、統合自動税関システム・ミレニアム3（“Integral Automated Customs System Millennium 3”）（SAAI M3）と呼ばれる、外国貿易の手続を促進し、効果的なものとする新しい税関システムを導入した。このシステムと共に、税関の運用及び管理のプロセスの再評価を可能とする新たな有益かつ技術的な要素が導入された。同様に、このシステムは汚職のレベルを減少させることを目指している。

情報通信技術の活用

共同研究会は、ペーパーレス貿易の推進並びに税関手続、検疫手続及び港湾関係手続を含む貿易関連手続のワンストップ化（シングルウィンドウ化）の推進のために、WCOの税関データ・モデル・バージョン1.0、民間企業間における貿易関連手続のシームレス化（例えば、日本から貨物が輸出された時点で、メキシコでの輸入時に必要な情報を日本の貿易関係企業から直ちにメキシコの貿易関係企業に電子的に送るシステム）等、情報通信技術の活用により、貿易円滑化を一層推進させていくことの可能性について認識した。

- 3．共同研究会は、上記のものを含め、貿易円滑化の分野について、具体的な更なる協力の方策を特定するため、両国間の貿易円滑化に関する事項を議論する官民合同の専門家グループ及び税関関連の事項を議論する両国税関当局間の専門家グループの2つの専門家グループを設置することの可能性について認識した。

．基準・認証

1. 共同研究会は、安全、人間や動植物の生命・健康の保護、環境、消費者保護、品質に関する任意規格、強制規格及び適合性評価手続が、適切な形で適用されることにより、日本・メキシコ間の貿易の不必要な障害とならないことの重要性について認識が一致した。研究会は、WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」の下での既存の権利義務についてそれぞれの国が再確認することの重要性について認識が一致した。
2. 日本側からは、メキシコの工業規格（NOM S：Normas Oficiales Mexicanas）について、円滑な取引に支障を来すおそれがあるとの指摘がなされ、改善の必要性が指摘された。日本側からは、貿易円滑化のためにNOM S規格の制度と運用方法を改善することは、日系企業の要望であるとの説明がなされ、その早期かつ実効性のある実現の必要性が強調された。

現行の制度では、スペイン語の表示に係る文字のサイズや意匠まで厳しく規制されている。

ティファナ等日系進出企業が多く存在し国境取引が多い場所に、適合性評価を行う公設試験場がなく不便である。

これに対し、メキシコ側からは、計量及び標準化に関する国内法により、WTOのTBT協定に整合的な形で任意規格、強制規格及び適合性評価手続の制定と運用に関する手続の透明性が確保されているとの説明がなされた。日本側から指摘された点については、これらのNOM S規格が国際規格に整合的なものであり、国境の北部に沿った地域に、適合性評価を行う公設試験場が十分に存在するとの説明がなされた。メキシコ側からは、日本側メンバーに対し、ティファナとシウダッドファレスに公設試験場が配備されていることにつき情報提供がなされた。

3. メキシコ側は、日本への農産物の輸出に関し、日本が有機製品の認証に関する特別の手続を定めたが、この規則は、EUや米国市場における現行の手続とは、調和も一致もしておらず、日本への一部の農産物のアクセスに関して、現在、技術的障壁を構成しているとの懸念を表明した。

これに対し、日本側からは、有機食品の基準・認証制度は、国際基準であるCODEXのガイドラインに準拠して定められていること、「有機」表示の規制については、外国産品も国内産品と同様にJAS法に基づき行われ、無差別に適用されていること等について説明した。このように、JAS制度はメキシコの有機製品のアクセスに対する障壁とはなっていない。日本側は、日本においてJAS表示され販売されているメキシコ産有機産品の実例を示した。

4. 共同研究会では、日本及びメキシコの規格・基準当局が、強制規格、任意規格及び適合性評価の分野における協力の取り組みを継続することの重要性について、認識が一致した。両国間の協力を効果的に促進するためには、ニーズに基づいた情報交換を通じて、それぞれの国の強制規格、任意規格及び適合性評価制度をさらに詳細に理解し合うことが、協力の第一歩として重要である。こうした協力は、強制規格、任意規格及び適合性評価の分野における両国間のさらなる協力につながりうる。

IX. 競争政策

1. グローバル化が進み日墨経済関係が更に強化されるに際しては、両国間の貿易投資を阻害する可能性のある反競争的行為に対する規制の必要性は増大するであろう。実際、2001年にメキシコ連邦競争委員会は、メキシコにおける日本企業が関わる合併案件を8件審査した。
2. 共同研究会は、日墨間の競争政策における協力のメカニズムが法的安定性、ひいては貿易・投資の円滑化に貢献するとの考えを共有した。共同研究会は、次の要素を含む競争政策の枠組みを構築する必要性を指摘した。
 - (1) 日本とメキシコはビジネス・セクターでの反競争的行為に対処するため、それぞれが適当と考える措置をとるべきである。
 - (2) 両国間の貿易・投資を阻害する可能性のある反競争的行為に対する規制の必要性が高まる可能性を踏まえ、両国の競争政策の枠組みを有効かつ円滑に適用し、また、反競争的ビジネス行為に対するより有効な対処法についての共通の理解を促進するため、日墨両国は、双方の競争当局間の協力を促進する措置（例えば通報、協力、調整）を研究すべきである。

共同研究会は、メキシコと日本は、あり得べき FTA において競争政策の問題を含める可能性を検討すべきである旨指摘した。

．知的所有権

- 1．近年、模倣品・海賊版の製造・流通が深刻な問題となっており、知的所有権侵害物が第三国に輸出されることで、被害が一層拡大し、多くの国の企業に深刻な打撃を与えている。このため、各国が協調して知的所有権侵害物品の流入を防止する水際措置の強化を図ることが国際的に重要な課題となっている。この点につき、共同研究会では、日本及びメキシコ両国が知的所有権のエンフォースメント強化に努め、この分野において協力することの重要性について認識が一致した。
- 2．共同研究会は、知的所有権保護の重要性の高まりを考慮し、日本及びメキシコ両国間における以下の取組に関して、提供可能な情報の交換を通じた協力が必要であると認識した。
 - 知的所有権保護制度の機能や知的財産権保護の重要性についての国民全体への啓発活動
 - 知的所有権保護制度及びその運用の改善
 - 知的所有権のエンフォースメント
 - 事務処理効率化のための知的所有権行政過程の機械化・自動化

．ビジネス環境整備

1．共同研究会では、ビジネス環境に関して、以下のような問題点が指摘された。

(1) ビジネス活動に影響を与えるルール・制度の変更

共同研究会は、ビジネス活動に関するルール・制度の頻繁かつ突然の変更が、企業が新しい状況に対応するために必要とする時間のために、これら企業の生産活動に影響を与えていること、また、ルールの変更においては透明性が重要である、との認識が示された。特に、日本側からは、メキシコにおいてビジネスを行っている日本企業はメキシコにおけるビジネス活動に関するルール・制度の予見性が日本とメキシコとの間の貿易・投資関係拡大のために重要であると考えている旨述べた。共同研究会では、日本及びメキシコ政府が、ビジネス活動に顕著なインパクトを与える法制度に関する情報交換を定期的に行うこと、また、法制度の透明性を確保することの重要性について、認識が一致した。

(2) 労働関連

共同研究会において、日本側は、メキシコ経済が成長するにしたがって、特に米国との国境沿いの地域の賃金が上昇しており、徐々に製造拠点としてのメキシコの魅力が減退してきていることを懸念し、法改正を含む労働改革が、日本からの投資の増大のために、欠くことのできないものであることを述べた。

メキシコ側は、政府において、安価な労働力によるのではなく、新たな労働カルチャー（New Labor Culture）の醸成を図ることによって、外国から一層のより良い投資を誘致するため、メキシコにおける条件整備を図っているところであり、新たな労働カルチャーとは、訓練と生産プロセスの変革への従業員の参加を通じて、企業側、労働者側が共に生産性と競争力の向上に努めるものであると説明した。メキシコ側は日本企業がこの努力に貢献するよう招請した。

メキシコ側は、メキシコ政府は企業家と労働者の代表から成る所謂「中央意思決定会議（Central Decision Making Table）」において、労働法改正のための議論を進めており、政府はその過程の進行役として参加しているだけであると指摘した。ここにおいて合意されたいかなる提案も、議会の審議と承認を受けなければならない。

共同研究会は、労働生産性の向上（人材開発、労働者教育）もまた、労働環境と新しいメキシコの労働政策を推進させるため重要であることで認識が一致した。以下の問題が明らかにされた。

- i) 中間管理職、技術者の確保が難しく、事業展開の幅に限界があるため、人材育成が急務である。
- ii) 高い転職率は、安定的な労働力確保が困難にしている。

メキシコ側は、競争力に影響する最も重要な要因の1つは、良質な人材であることに賛同した。良質の成長を達成するためには、生産過程、配送及び販売を時代に適合させるために適時に良質の訓練及び技術支援を促進することが死活的に重要である。また、問題と解決法を特定し、成長と拡大のための戦略を提案するため、労働者と雇用者双方をこの努力に参加させることが不可欠である。

これに関し、メキシコ側は、特に技術やITといった分野における人材開発及び訓練における協力の可能性に関心を示した。また、メキシコ側は、両国における労働技能検定制度、社会対話の経験並びに労働法及び労働行政に関する情報交換についても関心を有する。

(3) 治安状況

日本側は、メキシコのいくつかの都市における治安状況と警備会社と契約することのコストが企業経営に与える影響に懸念を表明した。

共同研究会は、メキシコ政府が治安問題の解決のための取り組みを続けることが重要であることについて認識を共有した。

(4) 規制改革

共同研究会は、規制の枠組みはグローバルな市場及び外国投資に対して開かれた健全な経済を維持するための重要な要素である旨指摘した。共同研究会は、規制改革は貿易及び投資への不必要な障壁の撤廃を促進することを通じ、経済成長、雇用創出、消費者への低価格、競争力及び技術革新の推進につながる旨強調した。

共同研究会の会合において、メキシコ側より、日本の規制の枠組みに関し次の懸念が表明された。

規制策定及び行政裁決過程の透明性の欠如

競争を制約し、貿易及び投資への障壁を形成する可能性のある、いわゆる「共同規制」、即ち政府と産業界その他の機関との規制機能の共有

メキシコ側は、健全で開かれた、かつ力強い二国間経済関係を維持するための規制改革の重要性に鑑み、貿易及び投資の流れに影響し得る規制の問題について論議する二国間のメカニズムを設置する可能性につき提案した。そのようなメカニズムに民間及び学界からの参加を得ることも検討し得る。

(5) エネルギー・資源

共同研究会では、メキシコの電力料金の高さに関する懸念を表明するとともに、同国内における円滑な投資の拡大を促すように、メキシコ政府の電力料金低減に向けた努力の積み重ねと日本からの可能な範囲の協力を要請した。

共同研究会においては、下記「その他二国間協力」(1)の点も、メキシコにおける投資促進の観点から、ビジネス環境を整備する上で重要であることについて認識が一致した。

(6) 環境

共同研究会は、メキシコシティにおける深刻な大気汚染（窒素酸化物系）という環境問題によって優秀な人材からメキシコが敬遠されメキシコの競争力を削ぐ要因となっていることを指摘した。また、環境汚染を防止するため、決められた一定の物質を含む製品については、廃棄のために特定の場所に持ち込むことが法律により求められているが、これを行える事業者が不足しているため実態上適切な廃棄処分が困難になっていることが指摘された。

共同研究会においては、メキシコ側より「メキシコ首都圏大気汚染改善計画」(“Pro Air Program for the Metropolitan Zone of Mexico's Valley”)を含む環境問題へのメキシコ政府の取組について説明があった。共同研究会は、これまで日本とメキシコは環境保護分野で多くの協力プロジェクトを実施してきたことについても留意した。

共同研究会においては、投資促進の観点からビジネス環境を整備し、また環境配慮型の経済発展を促進するため、上記に掲げる問題のほか、水の供給確保、大気汚染防止、廃棄物処理等のメキシコが抱える環境問題に関し、必要な場合には、日本が持つ技術も活用しながら、メキシコに対して必要な協力を行うことの重要性について認識が一致した。

(7) 会計

共同研究会は、両国がそれぞれの会計制度の改善において協力できれば有用であるとの認識で一致した。

(8) その他

共同研究会は、ビジネス環境改善のためのメキシコの努力を認めるとともに、そうしたビジネス環境のさらなる改善のため、以下の分野における取組を継続すべきであることを指摘した。

- 通信システム及び郵便サービス
- 水供給、下水道
- 電力供給
- 道路・港湾等の交通インフラ整備

2. 共同研究会は、上記の問題点を含めた二国間のビジネス環境の改善が、二国間の貿易・投資を促進するために不可欠であるとの認識を共有した。共同研究会は、両国の努力及び協力における上記分野の優先度評価を含め、二国間ビジネス環境の整備に向けた方法及び手段を議論するためのメカニズムを設置することを提案した。

・裾野産業育成

- 1．現在、メキシコは中国や東南アジア諸国にあるような部品供給の集積地を持っていない。部品供給網の弱さが組立産業の成長の大きな障害となっており、また、メキシコへの長期的投資の促進につながっていない。メキシコにおけるこうした裾野産業の欠如が将来深刻な問題となる可能性があり、共同研究会においては、今後メキシコにおいて裾野産業育成、部品供給網の構築が求められることが指摘された。
- 2．共同研究会において、日本側からは、メキシコで裾野産業を育成するためには、資金調達を容易にするとともに、労働技術改良のため教育を提供することによりビジネス環境を改善すること、及び国内の労働問題を解決することが最も重要である旨指摘した。そうした努力が日本からの投資・日系企業のメキシコへの進出を促進するであろう。
共同研究会では、上記の取組に加えて、日系企業が裾野産業としてメキシコへ進出することを支援し、また、メキシコ国内の裾野産業を育成するため、特に以下に挙げるような協力プログラムの実施に向け、両国が着手することが提案された。
 - (1) 2 0 0 1 年 1 0 月に日本及びメキシコ双方の官民関係団体のイニシャチブで立ち上げられた「中小企業フォーラム」を通じ、関係機関の効果的な連携を図るとともに、わが国政府系金融機関が既に実施している種々の協力事業の有効活用を進める。
 - (2) J E T R O がメキシコ経済省と共同で進めている裾野産業育成(中小企業振興や日・メキシコ中小企業間のビジネス・マッチング支援を含む) のための諸事業を継続実施する。

III. 貿易及び投資の促進

1. 共同研究会は、JETROとメキシコ経済省及びメキシコ国立貿易銀行（BANCOMEXT）により共同で進められている以下のような貿易・投資促進のための諸事業を継続して実施していくことの重要性について認識を共有した。
 - ・日本で開催される海外投資促進展を含む両国間の貿易及び投資を促進するための見本市及び展示会の開催又は参加
 - ・日本・メキシコ両国間の輸出及び投資促進を目的とするセミナーの開催
 - ・貿易・投資及びマーケティングの専門家及び研修生の交流
 - ・ビジネス・ミーティングあるいは貿易投資ミッションの組織
2. 同研究会では、両国間の貿易・投資促進を図るために、JETROとメキシコ経済省の間で以下のような情報提供・交換を継続することの重要性について認識が一致した。
 - ・産業部門別企業名鑑の交換を通じた、2国間で輸出可能性のある物及びサービスの確認
 - ・投資機会の確認及び両国企業間の合併事業設立に関する情報の交換
 - ・両国の各種貿易・投資情報の交換
 - ・両国間で取引のある、または取引可能性のある商品及びサービスに係る産業上及び商業上の技術的規制及び規格に関する情報の交換
 - ・貿易・投資に影響する要因と、それによって生じる市場アクセス条件の改善に関する情報の交換

・その他の二カ国間協力措置

(1) エネルギー協力

共同研究会では、JICAとメキシコ側関係団体等、日本・メキシコ双方の関係機関のエネルギー分野における既存の協力措置の重要性について、認識が一致した。

共同研究会は、省エネルギー推進、再生可能エネルギー開発、エネルギー予測／モデリング等の分野におけるAPECの枠組みを利用した日本・メキシコ間の既存の協力措置を高く評価した。共同研究会は、これらの協力を継続的に実施することの重要性につき意見が一致した。

共同研究会では、日本・メキシコ両国の協力の枠組みの下、チコンテペック堆積盆地共同スタディーやチサパ鉱山、レイデプラタ鉱山などの成功事例などにより、メキシコにおける天然資源開発を両国が積極的に推進してきたことを認識した。

共同研究会では、投資促進の観点から適切なビジネス環境を整備するため、省エネルギー推進、発電プロセスにおける環境への配慮、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー開発等の重要性について認識が一致した。

メキシコ側からは、天然ガスのようなクリーンな資源や電力・原子力等、エネルギー生産・消費の多様化やその他関連分野に関して、関係機関の協力措置の拡大、情報交換や専門家派遣のさらなる促進、共同連携の強化についての関心が示された。日本側からは、メキシコ側からさらに詳細な情報が提供されれば、提案を検討する用意があるが、結果は保証できないとの認識が示された。

メキシコ側からは、メキシコは世界トップの石油生産国の一つであるとともに信頼しうる供給国であり、原油分野において、商業ベースのメキシコ・日本間の連携を強めることが、双方にとってメリットとなる、という点が強調された。メキシコとの商業契約は、あらゆる契約相手に対して、等しく透明でかつ単一の手続により行われる。メキシコ側からは、メキシコの石油精製技術の上昇と、PMI（メキシコ国営石油会社国際部）/PEMEX（メキシコ国営石油会社）によるイズムス・オルメカなど軽質油分野への展開が可能となるような、新たな生産拠点への投資計画が強調された。これらの軽質油は、現在、メキシコの石油輸出の主要品目であるマヤ石油より硫黄含有度が低いという意味において、日本の精製工場での処理に合うものである。また、日本側からは、原油取引の商業実態を踏まえ、日本企業とメキシコ企業が更に緊密に連絡を取ることの重要性を指摘した。

(2) 農水産業分野における協力

共同研究会は、農業については両国農業の実状を踏まえ、農村開発、農業政策、技術的協力等についての相互理解を促進することの重要性を認識した。

共同研究会においては、メキシコ側から、メキシコの農業に対し、技術、資金及び検疫等の面について協力を進めることについての希望が表明された。農業における協力の優先分野として、メキシコは以下を考えていることが示された：

- ・技術協力プロジェクトの戦略的計画及び形成
- ・生産者の組織化
- ・農産品の貿易通商の観点からの訓練
- ・農産品の標準化及び基準、並びに衛生植物検疫的観点及び規制に係る訓練
- ・農業分野の生産的プロジェクトにおいて、メキシコの生産者と日本の投資家が合弁

企業の設立及び戦略的提携を行うことに関するワークショップ

・共同プロジェクトへの大学及び研究機関の参加促進、専門家・研究者・学生の交換、学生への奨学金及び両国の専門家が行う居住研究に対する奨学金といった活動の推進

日本側は、将来の協力における優先分野については更に研究及び政策対話が必要であること、また、両国の民間によって直接協力されるべき分野もあるとの考えを表明した。メキシコ側は衛生植物検疫措置の調和を図ることの必要性を表明し、相互の情報交換を行うとともに、個別具体的な問題が生じた場合に専門家同士の協議を行うことが重要との認識を示した。日本側からは、衛生植物検疫条件は技術的な問題であり、今後とも従来通り、具体的な案件ごとに科学的に専門家同士の協議で問題を解決することが重要であることが指摘された。

(3) 科学技術

共同研究会は、以下の諸点を考慮しつつ、科学技術は将来における協力の可能性がある分野であるとの認識を共有した。

- ・最近 50 年間に於いて知識の増加及び変化が加速し、科学並びにその技術的発展及び適用の役割が変遷したことが、経済、社会、政治及び文化的変化の最も重要な源泉の一つとなった。こうした動きは 21 世紀における社会及び経済にとり一層重要となり、情報化時代及びデジタル経済時代と呼ばれる時代に向かっていくことが期待されている。
- ・インターネットを基盤として世界の様々な地域の研究者及び学者の間のコミュニケーション・ネットワークが拡充しつつあり、多数の新たな科学コミュニティー、電子ジャーナル、学術会議及びその他の新知識の生産及びコミュニケーションのための手段の発達が一層加速されている。
- ・共同研究会は、この分野における交流を更に加速させるために、以下の活動が既に実施されつつあることを認識した。
 - i) 学者、研究者及び専門家の交流
 - ii) 両国の大学間の関係強化
 - iii) 日本とメキシコの学者、研究機関及びシンクタンク間のより一層の協力のための国際シンポジウムの準備

(4) その他

共同研究会では、貿易・投資促進のため、以下の点について関心が示された。

- ・両国間の地理的・時間的な制約を解消するため、日本・メキシコ間の貿易拡大の手段として、電子商取引の発展のための基盤整備に努めるべきこと
- ・文化、言語、芸術面での交流が、両国間の理解度、親近感を高め、貿易・投資の拡大に良い影響を与えることに留意し、こうした良い影響を広げるために役立つ視聴覚等のサービス分野の投資促進の可能性について検討することが有益であること

共同研究会は、技術協力を進めるため、JETRO がメキシコ経済省と共同して進めている技術分野における諸事業を継続実施すべきである旨提案した。また、その成功が広く知られた、両国政府間の技術協力協定の下での、JICA 及びメキシコ政府当局間での活動についても同様の取組がなされるべきである。上記プログラムは、各プロジェクトの実施における共同参加、費用の共同負担及び事業実施後の自立性の原則に従い、発展するべきである。

V. 協議及び紛争解決

紛争解決について、N A F T Aでは、(a)協定全体の解釈、及び適用に関わる政府対政府の紛争に関するもの、(b)アンチダンピング及び相殺関税の決定に関わる個人対政府に関するもの、(c)投資に関する投資家対国に関するものの3つの異なる紛争処理システムが規定されている。これによりN A F T Aの投資の章の規定に違反したことによって損害を受けた投資家は国際仲裁を受けられるという制度になっている。メキシコとEUのFTAにおいては、協定全体に関する政府間の紛争処理の制度が定められ、投資家対国の紛争処理はE U各国とメキシコとの二国間投資協定の中に規定されている。他方、日・シンガポール新時代経済連携協定においては、協定の解釈又は適用に係る両国間の紛争及び投資に関する投資家対国の紛争について紛争回避又は解決のための制度が定められている。

共同研究会においては、紛争処理が効率的に行われることは企業にとって重要であり、企業対政府の紛争解決の法的枠組を保証することが必要である旨指摘された。

共同研究会は、日本及びメキシコがFTAを締結する場合には、両国間において生じるいかなる紛争についても国際的な紛争処理手続を活用して有効な解決が図られるよう、両国の地域及びマルチでの経験を基礎とした紛争解決手続を規定することが必要であることについて認識が一致した。

(了)

付属資料

(第1部「総論」の付表)

日本・メキシコF T Aのインパクトに関する最近の試算

○経済産業研究所(川崎博士)

: 日・メキシコF T Aによる関税引き下げの効果

(G T A P ver. 5を使用、資本蓄積/資本移動の効果と輸入の競争力強化効果を考慮(単位: 百万米ドル))

	日本	メキシコ
- 輸出	+ 6 3 7 . 4 (+ 0 . 1 3 %)	+ 1 9 3 9 . 4 (+ 1 . 6 8 %)
- 輸入	+ 1 0 9 2 . 9 (+ 0 . 2 6 %)	+ 1 7 3 3 . 2 (+ 1 . 7 0 %)
- 実質G D P	+ 0 . 0 3 %	+ 1 . 0 8 %
- 資本蓄積	+ 0 . 0 5 %	+ 1 . 4 0 %

○日本経済研究センター(2001年)

: 日・メキシコF T A及び日・シンガポールF T Aによる関税引き下げの効果¹⁷

(G T A P ver. 4を使用、技術のスピルオーバー、直接投資及び熟練労働者の移動の効果を考慮)

	日本	メキシコ
- 実質G D P	+ 0 . 1 0 %	+ 4 . 2 0 %
- 国民所得	+ 0 . 2 1 %	+ 5 . 3 6 %

(日本・シンガポールF T Aについては、日本の実質G D Pが0 . 0 7 %増加し、国民所得が0 . 0 8 %増加すると試算。)

¹⁷ 日本に関する結果の数値はシンガポール、メキシコ両国との間での関税引き下げの効果を反映。メキシコに関する結果の数値は日本との間のみの関税引き下げの効果を反映。

(1. 物の貿易の表 1)

貿易量における関税自由化比較

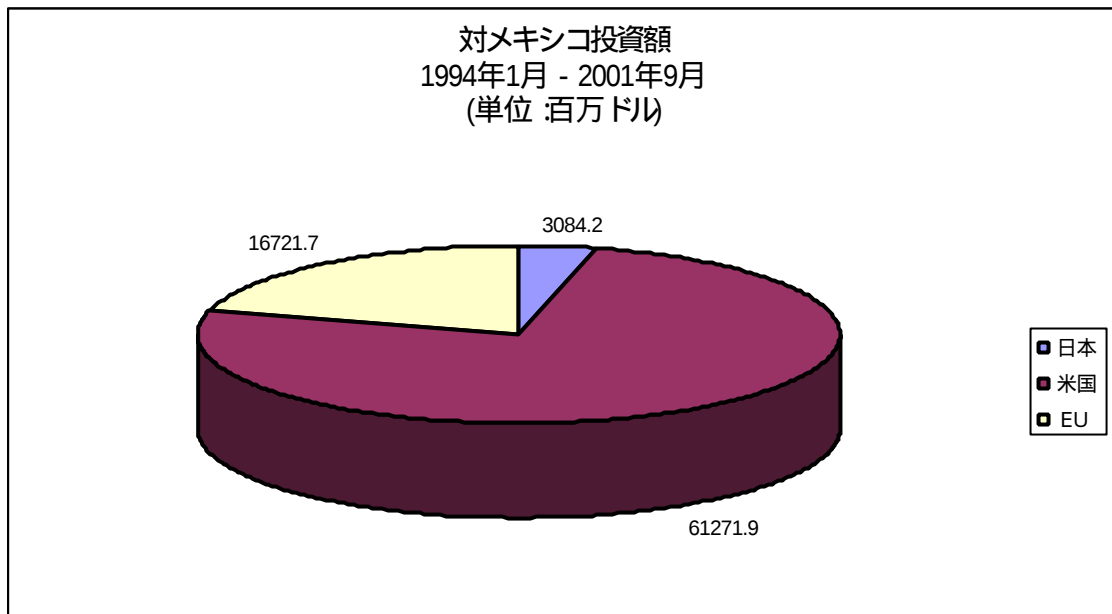
(金額ベース)

協定名	1. NAFTA	2. メキシコ・EU FTA	3. 日・シンガポール EPA
関税自由化割合	米→墨・加:99%	墨→EU:97.6%	日→星:100%
	墨→米99%・加:100%	EU→墨:96.8%	星→日:93.8%
	加→米・墨:99%		
総計	99%	97.1%	98.5%

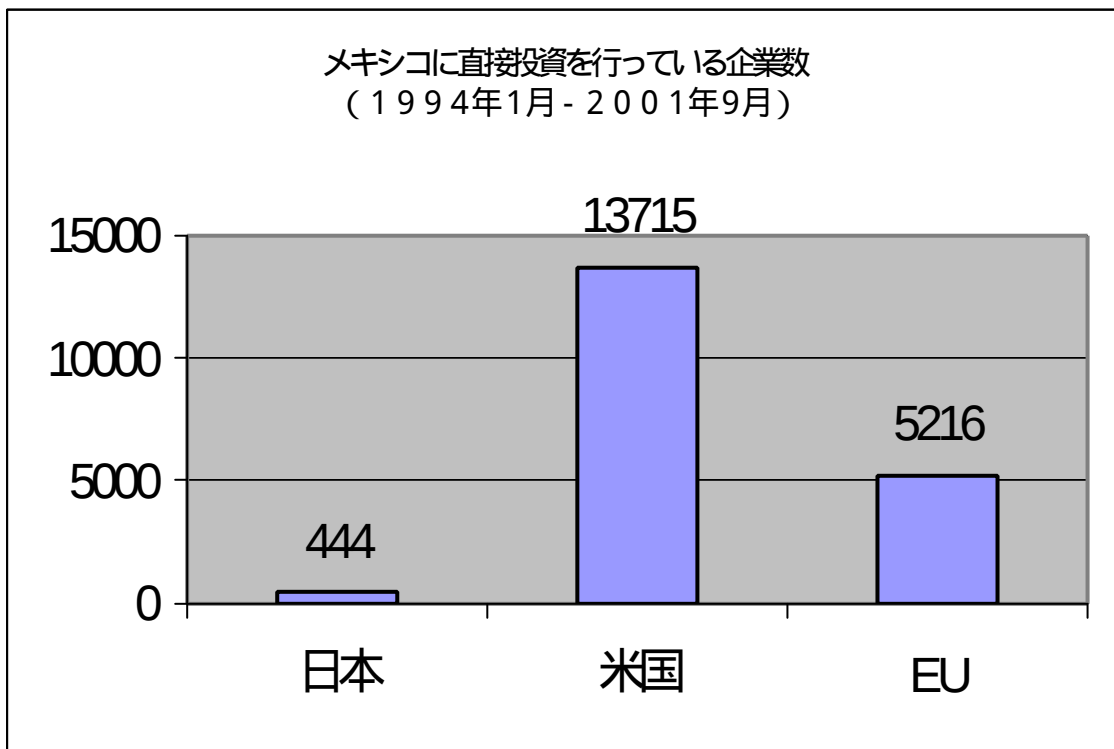
(1) 1. 及び 2. の数値は、各FTA当事国がWTO・CRTA(地域貿易協定委員会)に通報したもの。3. の数値は日本側試算。

(2) NAFTA及びメキシコ・EUFTAについてはステージング等の経過措置を経て最終的に達成される数値

(V. 投資 パラグラフ 2. のグラフ)



グラフ 1



グラフ 2

付属：統計

● 貿易の発展

メキシコの統計によれば、日本はメキシコにとって米、EU に次ぐ重要な貿易相手である。2000 年には、日墨間の貿易額の総計は 74 億米ドルにのぼり、1993 年より約 61%、1999 年より 26.5%増加している。日本の統計によれば、2001 年の貿易量は 7300 億円にのぼり、1993 年より 30%の伸びを示しており、2000 年よりは 11%減少している。

）日メキシコ間の貿易の拡大
(メキシコ側統計)

表 1: 日メキシコ間貿易バランス

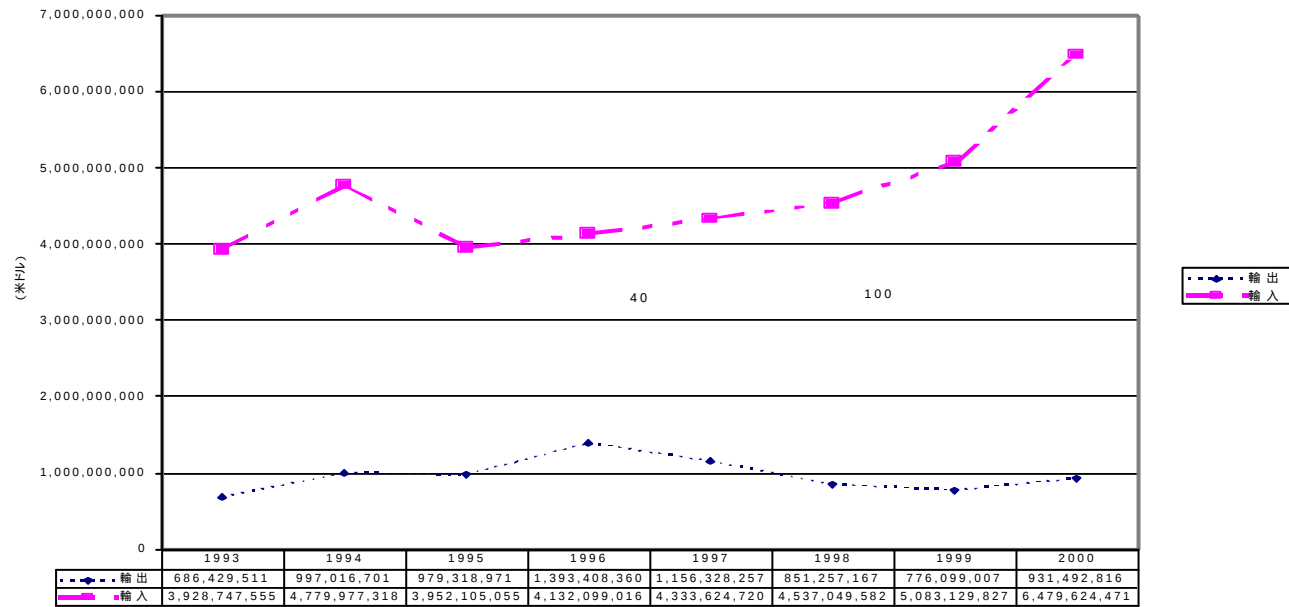
(米ドル)

年	輸出	伸び率 (輸出)	輸入	伸び率 (輸入)	貿易バランス	伸び率 (貿易バランス)	輸出入計	伸び率 (輸出入計)
1993	686,429,511	0.0	3,928,747,555	0.0	-3,242,318,044		4,615,177,066	0.0
1994	997,016,701	45.2	4,779,977,318	21.7	-3,782,960,617	16.67	5,776,994,019	25.2
1995	979,318,971	-1.8	3,952,105,055	-17.3	-2,972,786,084	-21.42	4,931,424,026	-14.6
1996	1,393,408,360	42.3	4,132,099,016	4.6	-2,738,690,656	-7.87	5,525,507,376	12.0
1997	1,156,328,257	-17.0	4,333,624,720	4.9	-3,177,296,463	16.02	5,489,952,977	-0.6
1998	851,257,167	-26.4	4,537,049,582	4.7	-3,685,792,415	16.00	5,388,306,749	-1.9
1999	776,099,007	-8.8	5,083,129,827	12.0	-4,307,030,820	16.85	5,859,228,834	8.7
2000	931,492,816	20.0	6,479,624,471	27.5	-5,548,131,655	28.82	7,411,117,287	26.5

2000 1/	853,876,841		5,888,547,291		-5,034,670,450		6,742,424,132	
2001 1/	579,659,916	-32.1	7,310,461,994	24.1	-6,730,802,078	33.69	7,890,121,910	17.0

出所：メキシコ経済省（メキシコ銀行のデータを利用）
(1/）1月～11月のデータ

図 1：日メキシコ間貿易
出所：メキシコ経済省（メキシコ銀行のデータを利用）



(日本側統計)

表2：日メキシコ間貿易バランス

(単位: 百万円)

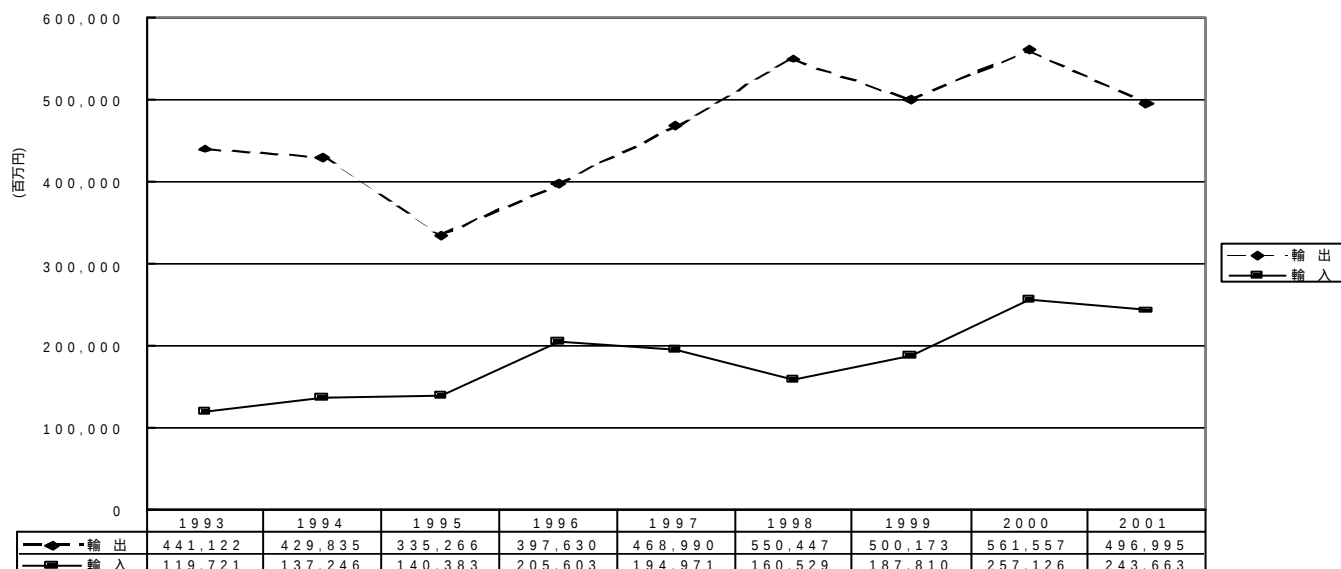
年	輸出	伸び率 (輸出)	輸入	伸び率 (輸入)	貿易バランス	伸び率 (貿易バランス)	輸出入計	伸び率 (輸出入計)
1993	441,122	-8.6%	119,721	-24.3%	321,401	-0.9%	560,843	-12.4%
1994	429,835	-2.6%	137,246	14.6%	292,589	-9.0%	567,082	1.1%
1995	335,266	-22.0%	140,383	2.3%	194,883	-33.4%	475,649	-16.1%
1996	397,630	18.6%	205,603	46.5%	192,027	-1.5%	603,233	26.8%
1997	468,990	17.9%	194,971	-5.2%	274,019	42.7%	663,961	10.1%
1998	550,447	17.4%	160,529	-17.7%	389,919	42.3%	710,976	7.1%
1999	500,173	-9.1%	187,810	17.0%	312,364	-19.9%	687,983	-3.2%
2000	561,557	12.3%	257,126	36.9%	304,431	-2.5%	818,682	19.0%
2001	496,995	-11.5%	243,663	-5.2%	253,332	-16.8%	740,658	-9.5%

2000 1/	511,680		237,055		274,625		748,734	
2001 1/	447,893	-12.5%	225,557	-4.9%	222,336	-19.0%	673,449	-10.1%

出所 財務省

(1/)1月～11月のデータ

図 2：日メキシコ間貿易
出所：財務省



ii) 主要な輸出・輸入品目

(メキシコの統計)

- ・ メキシコの対日本主要輸入品目 (ANNEX 参照)
- ・ メキシコの対日本主要輸出品目 (ANNEX 参照)

(日本の統計)

- ・ 日本の対メキシコ主要輸入品目 (ANNEX 参照)
- ・ 日本の対メキシコ主要輸出品目 (ANNEX 参照)

● 他国との貿易との比較

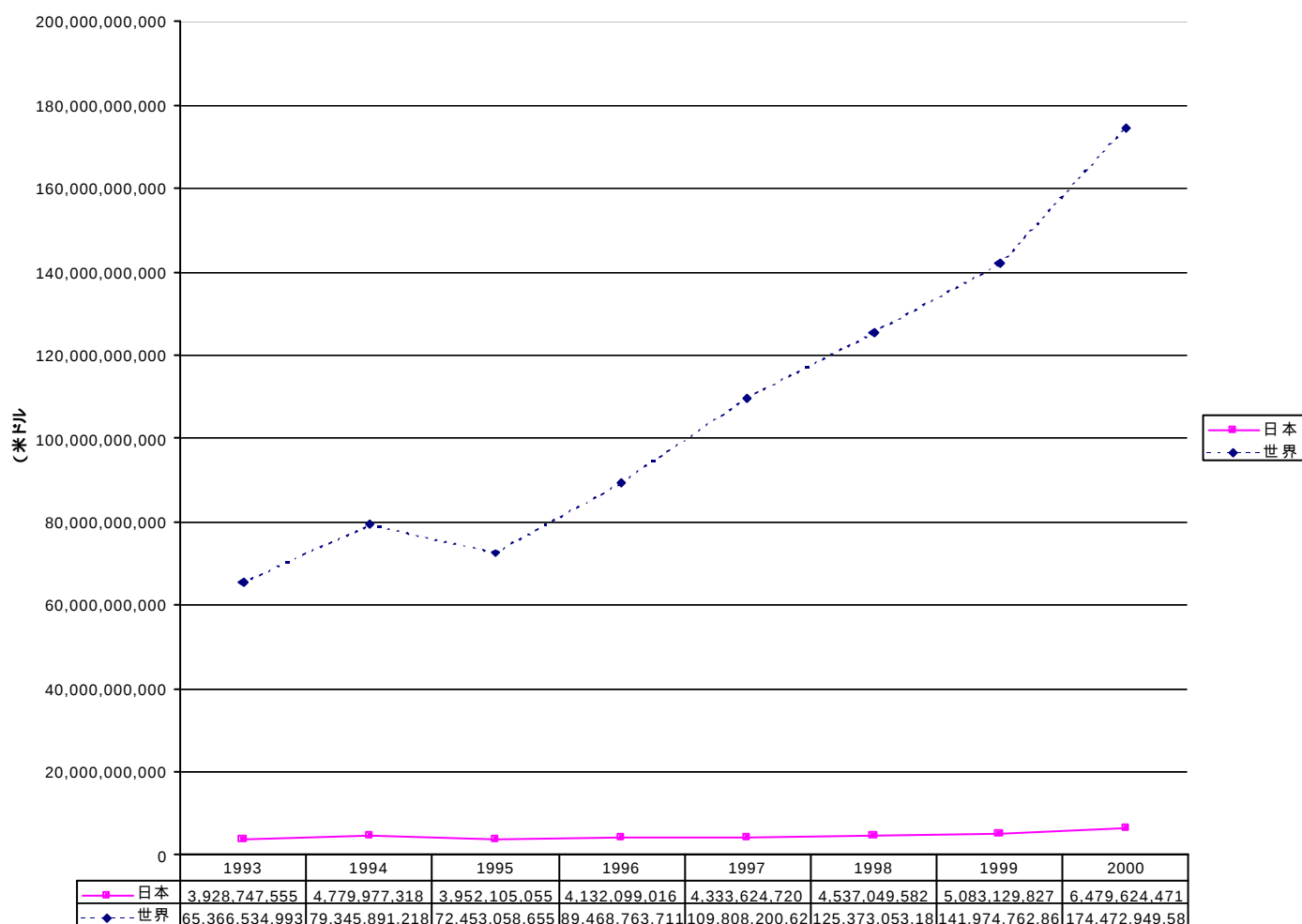
日本は米・EUに次いで三番目に輸入が多い国である。2000年の間、日本からメキシコへの輸入は64億米ドルに達し、1993年のそれより約65%も多かった。

2001年には、日本にとってメキシコは第20番目の輸出相手国、第33番目の輸入相手国となった。日本のメキシコよりの輸入は2437億円に達し、メキシコへの輸出は4970億円に上った。1993年の数値と比較すると、輸出は12.7%、輸入は103.5%増加した。

メキシコの対日輸入のシェア

表3																				
メキシコの対日輸入の進捗とそれ以外の国・地域からの輸入の進捗比較 (米ドル)																				
	1993		1994		1995		1996		1997		1998		1999		2000		2001		2001/1	
	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%
世界	6536653499	100	79345891218	100	72453058655	100	89468763711	100	109808200621	100	125373053181	100	141974762861	100	174472948594	100	158397350996	100	154878038225	100
日本	3928747555	6	477977318	6	3952105055	5	4132099016	5	4333624721	4	4537049582	4	5083129827	4	6479624471	4	5888547291	4	7310461994	5
出所:メキシコ経済省(メキシコ銀行のデータを利用)																				
(1/1)1月-11月データ																				

図 3: メキシコの対日輸入と他の国・地域からの輸入
出所: メキシコ経済省 (メキシコ銀行のデータを利用)



）日本の対メキシコ輸入のシェア
表 4

日本のメキシコからの輸入と世界からの輸入の関係
(単位 :百万円)

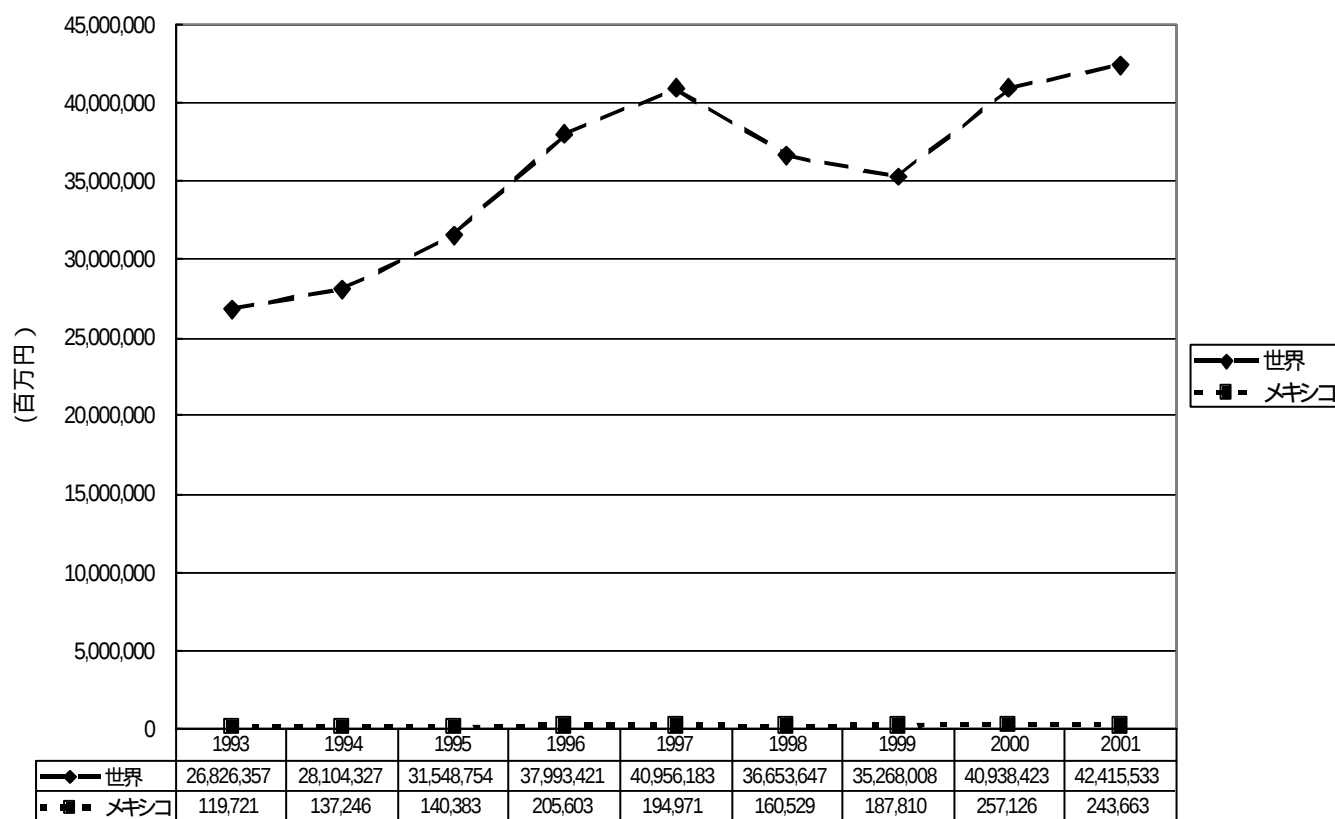
	1993		1994		1995		1996	
	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%
世界	26,826,357	100	28,104,327	100	31,548,754	100	37,993,421	100
メキシコ	119,721	0.45	137,246	0.49	140,383	0.44	205,603	0.54

	1999		2000		2001		2000 1/	
	輸入	%	輸入	%	輸入	%	輸入	%
世界	35,268,008	100	40,938,423	100	42,415,533	100	37,124,610	100
メキシコ	187,810	0.53	257,126	0.63	243,663	0.57	237,055	0.64

出所 財務省

(1/) 1月～ 11月のデータ

図4：日本のメキシコからの輸入と世界からの輸入の関係
出所 財務省



) 米国及びカナダ (NAFTA) 並びに欧州連合 (EU) との間における貿易の進展

表 5

メキシコの対米加、対 EU、対日本の輸入

(米ドル)

年	1993			1994			1995			1996			1997			1998		
	輸入	%		輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%
EU	7,798,726,416	12%		9,058,151,140	16	11%	6,732,173,194	-26	9%	7,740,567,215	15	9%	9,917,309,726	28	9%	11,692,981,542	18	9%
米加	46,470,004,458	71%		56,411,171,796	21	71%	55,202,755,833	-2	76%	69,279,668,733	26	77%	83,970,264,019	21	76%	95,548,578,805	14	76%
日本	3,928,747,555	6%		4,779,977,318	22	6%	3,952,105,055	-17	5%	4,132,099,016	5	5%	4,333,624,720	5	4%	4,537,049,582	5	4%
総計	65,366,531,993	100		79,345,891,218	21	100	72,453,058,655	-9	100	89,468,763,711	23	100	109,808,200,620	23	100	125,373,053,182	14	100

年	1999			2000			2000/1			2001/1		
	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%
EU	12,742,753,569	#REF!	9%	14,745,058,766	16	8%	13,398,698,096	-9	8%	14,840,943,662	11	10%
米加	108,216,205,848	#REF!	76%	131,582,194,955	22	75%	120,454,257,364	-8	76%	109,195,070,450	-9	71%
日本	5,083,129,827	#REF!	4%	6,479,624,471	27	4%	5,888,547,291	-9	4%	7,310,461,994	24	5%
総計	141,974,762,861	#REF!	100	174,472,949,584	23	100	159,397,350,986	-9	100	154,878,058,225	-3	100

出所：メキシコ経済省（メキシコ銀行のデータを利用）

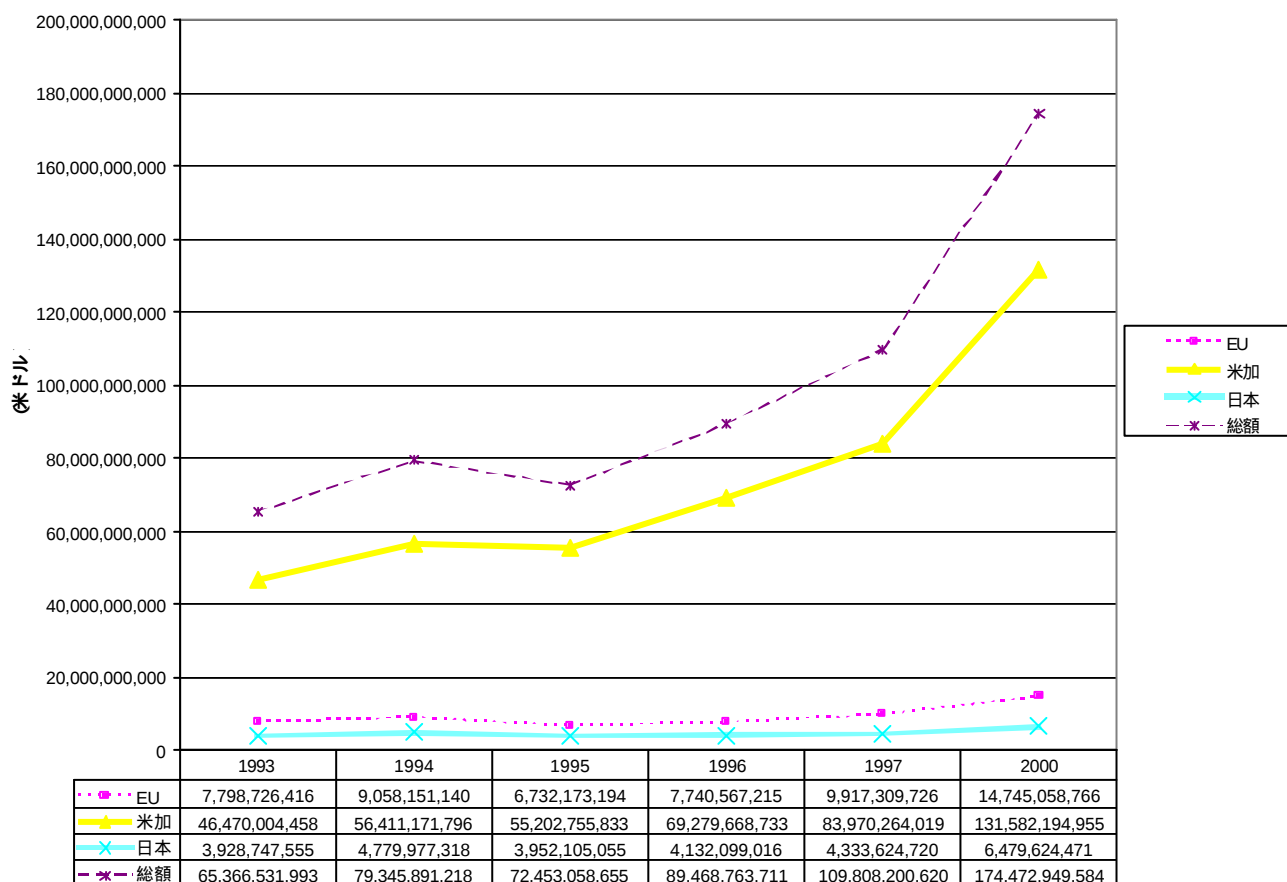
（1 / ）1月～11月のデータ

伸び率：前年よりの伸び率（%）

%：メキシコの総輸入に占める割合

図 5：メキシコの対米加、対欧州連合及び対日本の輸入

出所：メキシコ経済省（メキシコ銀行のデータを利用）



）日本の対メキシコ輸入と対米／加輸入及び対中輸入の比較

表 6

メキシコ、米加、中国よりの日本の輸入

(単位 : 百万円)

年	1993		1994			1995		
	輸入	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%
メキシコ	119,721	0.4	137,246	14.6	0.5	140,383	2.3	0.4
米加	7,064,515	26.3	7,336,623	3.9	26.1	8,088,089	10.2	25.6
中国	2,278,026	8.5	2,811,395	23.4	10.0	3,380,882	20.3	10.7
世界総計	26,826,357	100.0	28,104,327	4.8	100.0	31,548,754	12.3	100.0

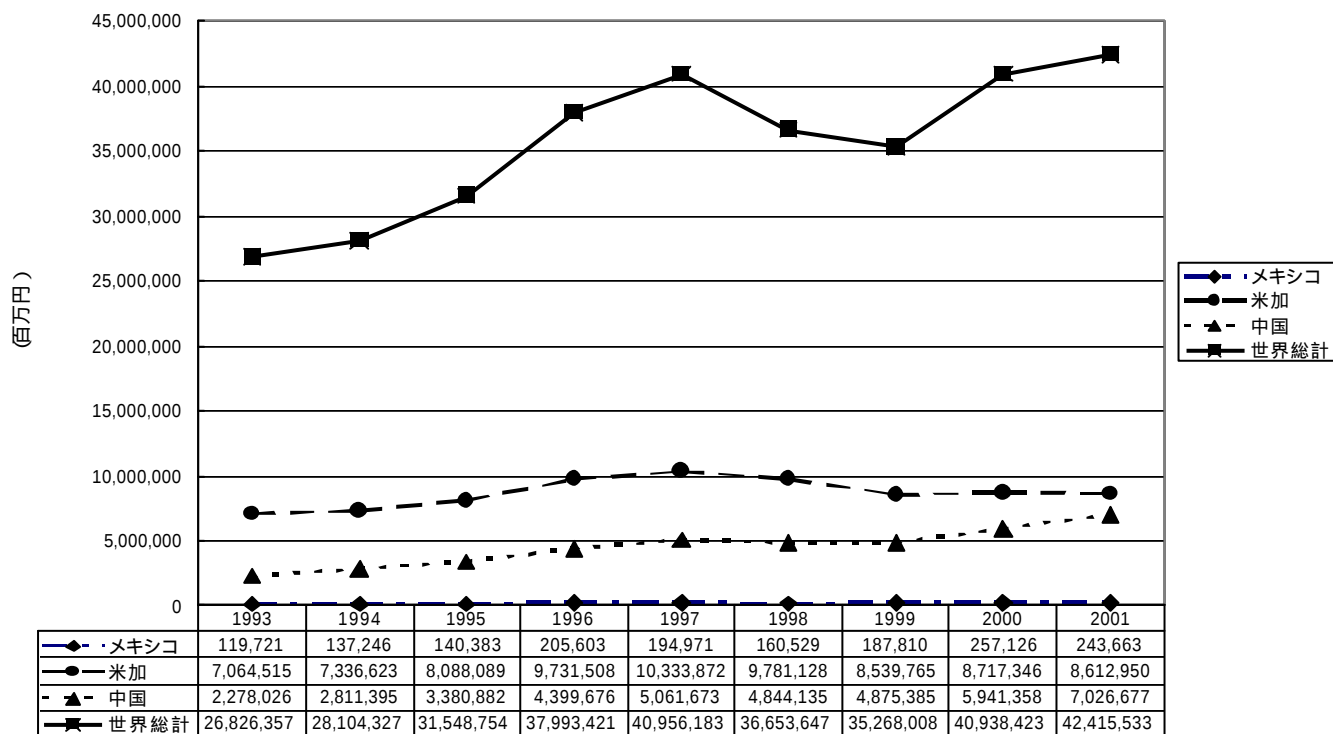
年	1996			1997			1998		
	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%
メキシコ	205,603	46.5	0.5	194,971	-5.2	0.5	160,529	-17.7	0.4
米加	9,731,508	20.3	25.6	10,333,872	6.2	25.2	9,781,128	-5.3	26.7
中国	4,399,676	30.1	11.6	5,061,673	15.0	12.4	4,844,135	-4.3	13.2
世界総計	37,993,421	20.4	100.0	40,956,183	7.8	100.0	36,653,647	-10.5	100.0

年	1999			2000			2001		
	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%	輸入	伸び率	%
メキシコ	187,810	17.0	0.5	257,126	36.9	0.6	243,663	-5.2	0.6
米加	8,539,765	-12.7	24.2	8,717,346	2.1	21.3	8,612,950	-1.2	20.3
中国	4,875,385	0.6	13.8	5,941,358	21.9	14.5	7,026,677	18.3	16.6
世界総計	35,268,008	-3.8	100.0	40,938,423	16.1	100.0	42,415,533	3.6	100.0

年	2000 1/		2001 1/	
	輸入	%	輸入	伸び率
メキシコ	237,055	0.6	225,557	-4.9
米加	7,932,520	21.4	7,948,215	0.2
中国	5,390,311	14.5	6,444,923	19.6
世界総計	37,124,610	100.0	39,113,542	5.4

出所 : 財務省

メキシコ、米加、中国よりの輸入
出所 : 財務省



付属 I (メキシコ)
メキシコの対日本主要輸入品目
(米ドル)

項目	品名	1993	%	1994	%	1995	%	1996	%	1997	%	1998	%	1999	%	2000	%
	輸入総額	3,928,747,555	100	4,779,977,318	100	3,952,105,055	100	4,132,099,016	100	4,333,624,720	100	4,537,049,582	100	5,083,129,827	100	6,479,624,471	100
	主要輸入品総額	416,589,803	11	993,119,243	21	1,123,419,598	28	1,910,220,088	46	1,811,027,163	42	1,694,714,698	37	2,061,581,948	41	3,306,089,082	51
98020014	医薬品製造用の薬化学製品	76,223,357	2	284,851,813	6	205,117,304	5	526,391,402	13	539,642,067	12	494,553,663	11	269,974,687	5	266,296,692	4
85423099	その他のモノリシック集積回路	0	0	0	0	0	0	143,356,741	3	102,121,917	2	112,379,782	2	109,038,306	2	212,471,881	3
87089999	自動車用のその他の部分品及び附属品	1,950,141	0	5,015,818	0	67,020,705	2	81,001,233	2	55,775,800	1	53,547,491	1	76,669,281	2	199,955,203	3
85023902	電気及び蒸気を同時に供給するシステム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121,444,625	2	143,498,287	2
87082999	自動車用のその他の部分品及び附属品	8,021,329	0	7,930,077	0	38,810,251	1	55,157,816	1	126,864,130	3	54,501,007	1	67,056,377	1	127,315,799	2
84798999	その他の機械機器	19,856,307	1	84,563,305	2	95,135,954	2	108,321,658	3	96,624,339	2	80,041,811	2	68,255,119	1	117,595,340	2
84073499	その他の火花点火内燃機関	63,400	0	5,003,232	0	4,184,671	0	4,752,566	0	6,452,003	0	5,405,022	0	16,078,296	0	117,457,713	2
87085099	自動車用のその他の部分品	91,259	0	1,096	0	741,448	0	47,103,213	1	36,798,549	1	21,295,687	0	38,526,497	1	113,795,715	2
85078099	蓄電池	126,026	0	341,295	0	1,333,040	0	158,445	0	5,345,343	0	57,375,598	1	80,222,705	2	110,016,311	2
85229099	再生用又は記録用の機器若しくはレコードデッキの部分品及び附属品	9,272,231	0	36,554,010	1	17,398,911	0	59,855,780	1	54,606,224	1	51,767,204	1	122,019,823	2	100,669,303	2
87043105	貨物自動車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98,834,330	2
87032301	自動車（シリンダー容積が1500立方センチメートルを超え3000立方センチメートル以下のもの。）	16,137,078	0	11,597,615	0	15,367,958	0	30,846,871	1	3,439,179	0	3,433,423	0	36,758,934	1	89,880,127	1
85424001	ハイブリッド集積回路	0	0	0	0	0	0	75,794,698	2	41,250,411	1	38,531,275	1	76,110,453	1	85,388,394	1
73269099	その他の鉄鋼製品	23,854,689	1	58,420,484	1	37,135,166	1	29,982,464	1	24,465,347	1	20,617,001	0	22,194,188	0	85,064,176	1
87032401	自動車（シリンダー容積が3500立方センチメートルを超えるもの。）	426,579	0	407,743	0	302,668	0	8,043,159	0	41,892	0	22,485	0	30,356,236	1	82,841,153	1
85421999	その他のモノリシックデジタル集積回路	4,733,978	0	11,266,619	0	19,906,334	1	22,546,688	1	7,958,109	0	1,714,106	0	55,888,032	1	74,885,789	1
84733001	コンピューターの部分品	30,212,883	1	16,896,824	0	11,399,820	0	9,631,264	0	29,471,606	1	21,206,659	0	56,808,410	1	73,082,032	1
84099199	内燃機関の部分品	1,137,232	0	2,076,896	0	179,305,216	5	247,349,187	6	157,844,459	4	55,719,592	1	56,402,195	1	68,837,696	1
84733003	コンピューターの部分品	0	0	20,008,048	0	11,831,641	0	19,605,446	0	31,488,037	1	28,894,063	1	36,752,838	1	62,890,447	1
85369099	その他の回路のスイッチ	21,617,682	1	32,125,129	1	37,219,424	1	46,902,327	1	47,182,387	1	40,710,602	1	47,175,034	1	62,862,681	1
85299099	テレビジョン及び通信用機器のその他の部分品	32,437,698	1	85,184,949	2	68,930,583	2	74,850,987	2	62,172,049	1	64,320,360	1	79,354,519	2	60,636,694	1
85404099	その他のデータ・グラフィックディスプレイ管	0	0	0	0	0	0	1,884	0	14,259	0	651,479	0	13,635,935	0	58,301,177	1
85254001	スチルビデオカメラ	0	0	0	0	0	0	8,746,368	0	19,871,945	0	17,849,581	0	24,634,989	0	50,861,468	1
72083901	銅製のフラットロール製品（厚さが3ミリメートル未満のもの。）	0	0	0	0	0	0	2,954,743	0	3,784,785	0	10,666,442	0	7,998,046	0	49,240,528	1
85252006	送信機器（受信機器を自蔵するもの。）	3,479,742	0	46,442,226	1	22,182,016	1	2,999,425	0	3,591,458	0	3,442,534	0	12,241,887	0	41,640,899	1
84718001	コンピューター	0	0	0	0	0	0	1,095,473	0	853,094	0	56,537,034	1	38,435,802	1	41,004,709	1

85179015	電話の部分品	0	0	10,795,820	0	2,359,420	0	2,199,859	0	4,637,520	0	5,641,250	0	12,195,098	0	39,100,506	1
98020026	鉄鋼製品製造用の部分品	2,667,063	0	2,463,693	0	1,816,378	0	1,982,841	0	3,724,232	0	5,490,983	0	18,983,931	0	38,436,855	1
85322499	セラミックコンデンサー（多層のもの。）	430,330	0	1,958,979	0	4,793,546	0	6,551,028	0	8,867,637	0	11,685,066	0	28,704,548	1	37,906,542	1
85472099	プラスチック製の電気絶縁用物品	12,051,208	0	16,132,087	0	17,981,791	0	17,713,187	0	15,716,898	0	22,664,437	0	30,669,639	1	37,878,662	1
39269099	その他のプラスチック製品	23,174,711	1	48,049,238	1	47,875,716	1	29,085,383	1	26,134,449	1	22,431,375	0	24,811,212	0	37,826,380	1
85340099	その他の印刷回路	16,834,319	0	41,294,378	1	43,977,476	1	37,658,963	1	27,421,787	1	24,290,325	1	26,634,949	1	37,623,878	1
70112004	陰極線管用のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品	61,851	0	0	0	917,716	0	1,194,413	0	10,572,801	0	42,107,552	1	33,991,525	1	30,823,528	0
90099001	感光式複写機の部分品及び附属品	14,748,859	0	14,057,200	0	16,272,809	0	20,637,119	0	38,877,007	1	33,868,492	1	32,289,180	1	30,458,705	0
84771099	射出成形機	0	0	1,620,427	0	13,512,440	0	16,158,307	0	15,058,500	0	16,740,715	0	21,923,042	0	29,720,080	0
73181599	その他のねじ及びボルト	7,744,548	0	8,311,291	0	19,691,707	0	26,356,354	1	19,375,119	0	17,975,366	0	27,722,898	1	29,272,136	0
85299012	電子機器の部分品	5,444	0	0	0	0	0	198,287	0	0	0	11,417,735	0	19,130,725	0	29,222,827	0
84717001	コンピューター（記憶装置）	0	0	0	0	0	0	14,446,886	0	36,762,879	1	22,026,390	0	16,524,305	0	29,006,918	0
72103099	その他の鋼製のフラットロール製品	0	0	0	0	0	0	1,757,074	0	2,725,902	0	3,491,616	0	10,812,135	0	28,496,268	0
85421399	その他のモス型のモノリシックデジタル集積回路（高解像度テレビジョン用のもの。）	0	0	0	0	0	0	3,328,635	0	4,524,183	0	5,791,725	0	8,362,956	0	28,069,519	0
85231399	その他の磁気テープ	3,275,596	0	38,046,639	1	38,321,518	1	50,429,232	1	56,451,366	1	47,352,450	1	47,473,874	1	27,250,490	0
84162099	その他の炉用バーナー	0	0	0	0	0	0	293	0	614	0	144,118	0	116	0	26,944,757	0
72261101	その他の鋼製フラットロール製品	0	0	0	0	0	0	3,350,423	0	13,090,253	0	15,515,143	0	21,618,669	0	26,097,388	0
72105001	フラットロール製品（クロムの酸化物を被覆したもの。）	23,099,377	1	34,030,332	1	20,799,949	1	28,499,839	1	29,290,162	1	38,142,678	1	32,125,940	1	24,727,231	0
90138099	その他の液晶デバイス	0	0	0	0	0	0	8,358,019	0	3,795,694	0	4,038,755	0	12,908,751	0	24,265,163	0
85412999	その他のトランジスター	9,568,774	0	19,456,209	0	22,003,741	1	8,895,378	0	10,552,965	0	11,194,758	0	19,224,886	0	24,235,612	0
85411099	その他のダイオード	10,408,289	0	22,365,193	0	18,911,473	0	4,480,780	0	4,426,385	0	5,821,619	0	9,472,631	0	23,888,529	0
84295202	メカニカルシヨベル エキスカベーター及びシヨベルローダー（上部構造が360度回転するもの。）	3,925,263	0	5,066,371	0	709,313	0	2,865,679	0	3,716,339	0	8,803,450	0	16,638,377	0	23,745,234	0
40169901	その他の製品（膨らませることができるものに限る。）	2,347,970	0	2,952,459	0	4,125,422	0	8,415,043	0	8,502,555	0	15,875,301	0	14,965,870	0	23,677,945	0
85322299	アルミニウム電解コンデンサー	36,604,590	1	17,831,748	0	16,026,073	0	8,207,228	0	9,142,527	0	7,019,498	0	10,363,477	0	22,089,385	0

出所：メキシコ経済省（メキシコ銀行のデータを使用）

付属 II (メキシコ)

メキシコの対日本主要輸出品目

(米ドル)

項目	品名	1993	%	1994	%	1995	%	1996	%	1997	%	1998	%	1999	%	2000	%
	輸出総額	686,429,511	100	997,016,701	100	979,318,971	100	1,393,408,360	100	1,156,328,257	100	851,257,167	100	776,099,007	100	931,492,816	100
	主要輸出品の小計	508,045,320	74	529,940,110	53	593,183,176	61	1,064,946,792	76	957,872,348	83	693,743,205	81	637,587,154	82	854,383,889	92
27090001	石油(原油に限る。)	413,891,869	60	445,967,649	45	458,329,663	47	601,526,990	43	420,179,705	36	131,276,434	15	252,761,594	33	317,899,257	34
720712	その他の鉄又は鋼の半製品	0	0	0	0	0	0	283,156,372	20	319,198,095	28	295,610,124	35	80,077,665	10	68,590,676	7
710691	銀(加工してないもの。)	0	0	592,717	0	172,447	0	4,411,051	0	2,765,954	0	0	0	9,424,236	1	67,234,869	7
250100	塩(食卓塩及び変成させた塩を含む。)	35,423,436	5	14,743,626	1	60,733,470	6	56,920,861	4	53,143,355	5	47,498,054	6	47,796,847	6	53,232,071	6
851999	その他の音声再生機	235	0	3,025	0	0	0	0	0	39,200,550	3	60,962,694	7	56,423,743	7	45,675,662	5
850730	ニッケルカドミウム蓄電池	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33,314,550	4
847170	コンピューター(記憶装置)	0	0	0	0	0	0	152,472	0	10,634	0	6,252	0	1,662,894	0	30,395,832	3
854230	その他のモノリシック集積回路	0	0	0	0	0	0	81,162	0	4,072,934	0	7,932,120	1	11,955,651	2	15,593,946	2
840690	蒸気タービンの部分品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	404,983	0	11,926,825	1
260800	亜鉛鉱	1,846,023	0	3,283,039	0	8,711,775	1	8,388,196	1	8,485,669	1	9,353,591	1	8,749,182	1	11,281,672	1
210390	その他のソース	18,866	0	41,309	0	22,777	0	15,523	0	29,057	0	441,831	0	11,473,061	1	10,972,188	1
848180	その他の物品(栓及び弁)	41,829	0	157,915	0	250,078	0	3,281	0	88,740	0	37,445	0	41,970	0	10,168,191	1
847330	コンピューターの部分及び附属品	12,038,614	2	4,655,370	0	3,588,272	0	8,318,901	1	5,223,636	0	4,906,829	1	5,389,372	1	9,889,402	1
320300	植物性又は動物性の着色料	6,158,197	1	7,038,037	1	5,854,787	1	8,777,200	1	8,311,034	1	10,508,750	1	8,555,592	1	9,127,520	1
261310	焼いたモリブデン鉱	0	0	0	0	5,259,402	1	1,205,268	0	0	0	179,460	0	6,483,305	1	9,084,927	1
160250	その他の保存に適する処理をし又は調整をした肉	412	0	124	0	73,849	0	112,741	0	85,327	0	8,281	0	1,737,625	0	8,780,626	1
283692	炭酸ストロンチウム	16,660,677	2	24,478,416	2	23,034,432	2	20,385,472	1	13,492,370	1	7,682,236	1	11,382,682	1	8,651,605	1
841430	圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用するもの。)	3,359	0	0	0	13,210	0	6,229	0	4,027	0	15,820	0	20,147	0	8,164,446	1
852721	録音装置又は音声再生装置と結合してある受信器	0	0	2,157	0	0	0	14,621	0	1,133,523	0	4,428,835	1	4,964,014	1	6,956,750	1
370120	インスタントプリントフィルム	0	0	0	0	0	0	0	0	174,130	0	2,126,900	0	6,831,870	1	6,567,780	1
854011	カラーの陰極線管	120,374	0	381	0	457	0	1,025	0	2,267	0	130	0	34,553,763	4	6,463,657	1
030239	その他のまぐろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	169,526	0	1,058,256	0	6,041,404	1
550630	合成繊維のうちアクリル又はモダクリルのもの	1,676,387	0	2,206,915	0	563,301	0	757,885	0	306,149	0	37,208	0	148,493	0	5,652,183	1
220300	ビール	1,729,271	0	1,915,366	0	2,456,068	0	2,465,124	0	3,777,444	0	4,502,573	1	5,584,937	1	5,650,040	1
841869	冷蔵庫及び冷凍庫	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000	0	0	0	450	0	5,523,336	1
854389	電気メッキ用の機器	0	0	0	0	0	0	191,598	0	37,184	0	63,636	0	85,778	0	5,352,303	1
160249	その他の保存に適する処理をし又は調整をした肉	304	0	40,818	0	55,222	0	282,802	0	179,143	0	1,330,042	0	4,397,958	1	5,346,948	1

550130	合成繊維の長繊維のトウのうちアクリル又はモダクリルのもの	3,680,970	1	796,660	0	1,410,607	0	1,222,943	0	1,860,390	0	1,861,859	0	585,342	0	4,858,265	1
520100	実面及び緯綿	0	0	0	0	0	0	12,913,615	1	15,053,854	1	11,175,213	1	4,029,146	1	4,749,642	1
851730	テレビンター	0	0	0	0	3,000	0	858	0	1,788	0	5,984,724	1	487,087	0	4,554,106	0
090111	カフェインを除いてないコーヒー	0	0	0	0	0	0	11,107,741	1	15,392,250	1	17,702,416	2	6,129,122	1	4,139,216	0
560311	合成又は人造繊維の不織物	0	0	0	0	0	0	1,516,316	0	3,226,124	0	6,050,856	1	4,949,276	1	4,130,522	0
903289	その他の自動調整機器	20,702	0	244,094	0	192,655	0	204,872	0	117,437	0	15,222	0	9,389	0	4,081,602	0
22089001	テキーラ	0	0	1,955	0	0	0	1,881,666	0	2,117,731	0	2,235,555	0	2,169,964	0	3,965,547	0
340111	せっけん	72,626	0	108,346	0	0	0	69,324	0	33,950	0	404,339	0	2,870,421	0	3,775,171	0
840991	発動機部分	2,331,590	0	1,233,919	0	586,930	0	2,915,707	0	2,133,082	0	2,108,242	0	4,219,226	1	3,573,089	0
020329	その他の豚の肉	0	0	0	0	0	0	171,480	0	14,956,428	1	32,588,316	4	22,276,131	3	3,521,134	0
021090	肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含むその他の肉	3,526	0	1,384	0	518	0	0	0	0	0	1,891,729	0	2,022,875	0	2,943,064	0
902620	圧力又は測定制御機器	23,281	0	22,514	0	13,710	0	430	0	1,250	0	40,750	0	29,541	0	2,847,112	0
081190	その他の果実	391,278	0	390,177	0	60,590	0	21,992	0	84,093	0	941,631	0	2,705,921	0	2,767,140	0
030759	その他の軟体動物	0	0	0	0	0	0	13,069,255	1	4,935,819	0	5,034,714	1	0	0	2,752,849	0
381121	潤滑油用の添加剤（石油を含有するもの）	30,952	0	0	0	19,212	0	2,400,155	0	3,361,896	0	2,149,788	0	3,173,101	0	2,656,025	0
080530	ライム	2,871,746	0	3,115,579	0	2,677,997	0	3,382,037	0	3,914,343	0	4,327,850	1	3,194,466	0	2,521,053	0
840999	その他の発動機部分	5,939	0	625,075	0	224,134	0	94,339	0	74,422	0	30,790	0	37,647	0	2,459,158	0
030371	いわし	0	0	0	0	134,664	0	469,358	0	723,385	0	657,686	0	284,680	0	2,173,443	0
550330	合成繊維のうちアクリル又はモダクリルのもの	677,125	0	2,695,682	0	0	0	0	0	0	0	469,481	0	339,031	0	2,136,876	0
080440	アボカド	993,589	0	2,232,791	0	1,317,811	0	2,307,566	0	3,779,466	0	2,394,748	0	2,409,072	0	2,126,479	0
282410	一酸化鉛（リサーチ）	7,331,788	1	13,300,150	1	17,420,428	2	14,017,183	1	6,200,713	1	6,598,525	1	3,699,648	0	2,091,626	0
220600	その他の発酵酒	287	0	44,920	0	1,710	0	5,181	0	0	0	0	0	0	0	2,022,104	0

出所：メキシコ経済省（メキシコ銀行のデータを利用）

付属 III (日本)

日本の対メキシコ主要輸入品目
(100万円)

HS		1993	%	1994	%	1995	%	1996	%	1997	%	1998	%	1999	%	2000	%	2001	%
	総額	117,759	100	131,535	100	137,352	100	203,552	100	193,313	100	158,980	100	185,703	100	255,290	100	240,224	100
270900090	石油及び歴青油（原油に限るものとし、政令で定める石油化学製品の製造に使用するものを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,648	16	23,039	12	42,691	17	21,259	9
870323000	乗用自動車その他の自動車（シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの。）	52	0	60	0	236	0	940	0	382	0	1,517	1	7,995	4	27,800	11	27,054	11
854213031	集積回路及び超小形組立のうち、MPU（マイクロプロセッサ）	0	0	0	0	0	0	0	0	11,597	6	10,732	7	15,798	9	16,386	6	5,439	2
847180000	その他の装置（自動データ処理機械のユニットに限る。）	0	0	0	0	0	0	10	0	12	0	39	0	544	0	15,605	6	25,608	11
020329022	その他の豚の肉（冷凍したもの。）	1,525	1	2,446	2	3,807	3	7,776	4	14,316	7	15,784	10	15,733	8	13,724	5	15,412	6
250100000	塩	9,717	8	9,172	7	9,844	7	10,748	5	12,916	7	14,355	9	12,789	7	13,549	5	14,634	6
710691000	銀（加工してないもの。）	3,830	3	7,020	5	7,315	5	8,668	4	10,556	5	6,819	4	6,586	4	10,175	4	5,835	2
020319022	その他の豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵したもの。）	0	0	2	0	12	0	16	0	176	0	1,115	1	3,594	2	6,869	3	8,548	4
392310000	プラスチック製の箱、ケース、クレートその他これらに類する製品	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	30	0	3,380	2	5,027	2	2,885	1
847330010	自動データ処理機械又はこれを構成する機器の部分品及び付属品	1,027	1	53	0	110	0	606	0	841	0	876	1	1,750	1	4,910	2	5,066	2
080440010	アボカド（生鮮のもの。）	299	0	494	0	534	0	739	0	1,054	1	2,097	1	2,074	1	3,019	1	2,961	1
271000181	揮発油（政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,060	6	2,989	1	2,445	1
900653100	フィルムを交換する機能を有しないその他のカメラ（幅が5ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	464	0	1,386	1	2,927	1	1,343	1
090111000	カフェインを除いてないコーヒー（いったものを除く。）	347	0	1,528	1	2,419	2	2,493	1	4,917	3	3,941	2	2,939	2	2,860	1	1,946	1
260300000	銅鉱（精鉱を含む。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	449	0	2,294	1	2,656	1	1,144	0
291737000	テレフタル酸ジメチル	1,550	1	1,950	1	3,574	3	2,788	1	1,762	1	1,502	1	1,210	1	2,529	1	2,300	1
283692000	炭酸ストロンチウム	1,983	2	2,836	2	2,176	2	2,550	1	2,243	1	2,513	2	2,494	1	2,417	1	1,921	1
080719000	メロン（すしめを除く。）	0	0	0	0	0	0	1,562	1	1,652	1	1,847	1	2,803	2	2,359	1	2,351	1
847170010	自動データ処理機械などの主記憶装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	0	2,359	1	3,259	1
070920000	アスパラガス（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	1,612	1	2,481	2	2,055	1	1,895	1	2,089	1	2,380	1	2,199	1	2,315	1	2,271	1
851750000	その他のアナログ式又はデジタル式の有線通信機器	0	0	0	0	0	0	154	0	9	0	0	0	188	0	1,874	1	1,080	0
854129010	シリコントランジスター	8	0	34	0	62	0	57	0	102	0	259	0	565	0	1,756	1	2,634	1
854230090	実装したその他のモノリシック集積回路	0	0	0	0	0	0	0	0	493	0	1,104	1	1,950	1	1,724	1	447	0
261310000	焼いたモリブデン鉱（精鉱を含む。）	0	0	0	0	155	0	161	0	172	0	484	0	792	0	1,640	1	1,767	1
070990091	かぼちゃ（生鮮のもの及び冷蔵したもの。）	2,720	2	2,748	2	3,408	2	3,638	2	3,306	2	3,257	2	2,095	1	1,557	1	2,945	1
854040000	データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので、蛍光体のドットスクリーンピッチが4ミリメートル未満のものに限る。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,756	1	1,507	1	2,787	1

382490490	化学工業（類似の工業を含む。）において生産されるその他の化学品及び調整品	0	0	0	0	0	0	21	0	10	0	12	0	29	0	1,472	1	485	0
030613000	シュリンプ及びブロン	1,933	2	1,344	1	1,526	1	1,713	1	1,736	1	1,681	1	1,746	1	1,467	1	586	0
260800000	亜鉛鉱（精鉱を含む。）	1,062	1	551	0	748	1	1,177	1	1,286	1	1,470	1	1,187	1	1,413	1	2,864	1
252010000	天然石膏及び天然無水石膏	1,497	1	1,964	1	2,395	2	2,625	1	3,602	2	2,479	2	1,520	1	1,275	0	848	0
870324000	その他の車両（シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの。）	0	0	11	0	438	0	3,302	2	2,031	1	536	0	725	0	1,233	0	1,667	1
071080010	冷凍のプロッコリー（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）	0	0	0	0	1,149	1	1,417	1	1,707	1	1,928	1	1,376	1	1,162	0	1,088	0
252921000	ぼたる石（ぶっ化カルシウムの含有量が全重量の97%以下のもの。）	0	0	0	0	360	0	477	0	727	0	834	1	1,253	1	1,125	0	1,408	1
320300210	植物性着色料	890	1	699	1	587	0	826	0	1,278	1	1,360	1	972	1	1,090	0	943	0
080450011	マンゴー（生鮮のもの。）	475	0	635	0	787	1	1,238	1	1,118	1	969	1	853	0	964	0	950	0
080590010	ライム（キトルス・アウランティフォリアを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	911	0	1,068	0
847160020	自動データ処理機械などの表示装置（液晶式でないもの。）	0	0	0	0	0	0	359	0	727	0	43	0	468	0	880	0	358	0
370120011	インスタントプリントフィルム（カラー写真用のもの。）	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	275	0	876	0	840	0	407	0
030239010	くるまぐろ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03041項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）	0	0	0	0	6	0	5	0	2	0	26	0	158	0	831	0	903	0
300390020	医薬品（アルカロイド又はその誘導体を含むもの、ビタミン製剤を除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	185	0	1,646	1	807	0	0	0
220300000	ビール	554	0	547	0	552	0	633	0	796	0	864	1	805	0	806	0	866	0
370110011	エックス線用の写真用プレート及び平面写真用フィルム（医療用のもので、直接撮影用のものを除く。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0	673	0	802	0	460	0
520100000	実綿及び繰綿（カードし又はコムしたものを除く。）	518	0	407	0	2,049	1	1,798	1	1,855	1	1,443	1	1,363	1	794	0	622	0
900652010	フィルムを交換する機能を有しないその他のカメラ（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	791	0	651	0
870829000	車体（運転室を含む。）のその他の部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	740	0	248	0
854390000	電気機器の部分品	4	0	0	0	2	0	14	0	60	0	10	0	22	0	737	0	226	0
848180010	コック、弁その他これらに類する物品のうち、鉄鋼製のその他の物品	4	0	3	0	2	0	2	0	16	0	318	0	511	0	675	0	564	0
850780000	その他の蓄電池	2	0	90	0	68	0	278	0	115	0	268	0	237	0	656	0	95	0
340111000	せっけん、有機界面活性剤及びその調製品（化粧用のもので、薬用のものを含む。）	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	40	0	396	0	633	0	630	0
851829000	その他の拡声器	150	0	64	0	342	0	720	0	499	0	645	0	274	0	609	0	1,939	1

出所 財務省

付属 IV (日本)

日本の対メキシコ主要輸出品目
(100万円)

HS		1993	%	1994	%	1995	%	1996	%	1997	%	1998	%	1999	%	2000	%	2001	%
		437,659	100	424,504	100	330,510	100	390,741	100	458,800	100	534,364	100	486,129	100	549,466	100	486,517	100
870840000	ギヤボックス（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの。）	18,653	4	20,867	5	20,068	6	10,993	3	8,980	2	9,532	2	9,221	2	20,025	4	23,729	5
850780100	ニッケル・水素蓄電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,885	2	14,901	3	17,882	3	5,041	1
847330000	第84.71項の機械の部分品及び附属品	11,538	3	18,428	4	10,603	3	30,834	8	47,689	10	39,504	7	17,876	4	17,557	3	12,798	3
870899900	その他の部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの。）	18,377	4	17,592	4	10,645	3	9,376	2	9,451	2	9,129	2	9,472	2	14,299	3	12,534	3
850780200	リチウムイオン蓄電池	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,358	1	6,603	1	13,192	2	8,895	2
854011000	テレビジョン受像用陰極線管（カラーのもの。）	5,382	1	6,739	2	3,393	1	1,275	0	1,485	0	1,050	0	5,447	1	11,855	2	3,481	1
852290900	その他の部分品及び附属品（第85.19項から第85.21項までの機器に専ら又は主として使用するもの。）	5,783	1	7,003	2	4,838	1	8,173	2	8,640	2	11,009	2	9,682	2	11,624	2	6,079	1
852990900	その他の部分品（第85.25項から第85.28項までの機器に専ら又は主として使用するもの。）	8,637	2	7,789	2	7,220	2	4,965	1	5,008	1	11,152	2	10,261	2	11,294	2	11,742	2
870829000	車体のその他の部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車用のもの。）	18,205	4	18,505	4	8,862	3	9,128	2	10,451	2	10,841	2	9,315	2	10,018	2	11,690	2
840991100	第87類の車両用エンジンに専ら又は主として使用する部分品	22,526	5	23,822	6	19,352	6	18,430	5	12,138	3	7,106	1	6,414	1	8,141	1	6,154	1
840734900	その他のピストン式往復動機関（シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超える車両の駆動に使用する種類のもの。）	4,320	1	4,006	1	3,442	1	11,172	3	10,674	2	13,304	2	13,040	3	8,039	1	2,674	1
847989900	その他の機械類（固有の機能を有するもの。）	2,954	1	9,314	2	6,747	2	8,839	2	5,707	1	9,832	2	6,936	1	7,976	1	6,980	1
850730000	ニッケル・カドミウム蓄電池	3,633	1	1,399	0	5,689	2	7,725	2	10,321	2	7,733	1	7,783	2	7,706	1	6,936	1
853400000	印刷回路	856	0	1,877	0	2,248	1	3,292	1	5,025	1	5,283	1	5,288	1	7,664	1	4,005	1
854091000	陰極線管の部分品	1,725	0	2,661	1	2,484	1	2,246	1	3,190	1	1,720	0	5,906	1	7,365	1	5,664	1
854040000	データ・グラフィックディスプレイ管（カラーのもので蛍光体のドットスクリーンピッチが0.4ミリメートル未満のもの。）	0	0	0	0	0	0	12,393	3	16,846	4	31,931	6	19,757	4	7,061	1	9,848	2
870323920	シリンダー容積が2,000立方センチメートルを超えるその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの。）	753	0	592	0	1,417	0	2,245	1	5,945	1	8,773	2	3,175	1	7,043	1	590	0
854720000	プラスチック製の電気絶縁用物品	3,100	1	3,962	1	4,791	1	5,636	1	6,241	1	6,140	1	5,746	1	6,775	1	6,049	1
847170500	記憶装置のうち、光ディスク装置	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	997	0	4,061	1	6,747	1	8,027	2
854230900	実装したその他のモノリシック集積回路	0	0	0	0	0	0	7,711	2	6,565	1	5,589	1	6,141	1	5,818	1	3,093	1
853690290	その他の接続用機器（コネクタでないもの。）	0	0	0	0	0	0	0	0	4,845	1	4,813	1	4,922	1	5,667	1	4,923	1
850790000	蓄電池の部分品	2,423	1	2,400	1	1,046	0	1,914	0	3,535	1	3,881	1	6,132	1	5,654	1	5,034	1
870324900	シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるその他の車両（ピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）を搭載したもの。）	0	0	0	0	0	0	1,357	0	4,639	1	6,945	1	3,822	1	5,437	1	1,291	0
701120000	陰極線管用のガラス製のバルブ、チューブその他のこれらに類する物品	59	0	130	0	389	0	2,113	1	4,091	1	6,325	1	3,457	1	5,400	1	6,936	1
854213900	その他のモノリシックディジタル集積回路	0	0	0	0	0	0	3,610	1	3,477	1	4,395	1	5,934	1	5,385	1	5,084	1
901380000	液晶デバイスを用いたその他の機器	183	0	300	0	287	0	509	0	1,411	0	493	0	3,245	1	5,354	1	3,522	1

851790000	有線電話用又は有線電信用の電気機器の部分品	755	0	840	0	524	0	1,515	0	2,504	1	2,994	1	1,329	0	4,790	1	6,774	1
870893000	クラッチ及びその部分品	731	0	338	0	123	0	6,332	2	11,204	2	9,506	2	8,497	2	4,789	1	3,619	1
720839110	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの。）	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	710	0	1,990	0	4,549	1	254	0
721250900	その他の鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（めっきし又は被覆したものに限る。）	999	0	1,271	0	3,833	1	4,479	1	7,283	2	6,784	1	5,628	1	4,181	1	3,811	1
852540000	スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0	1,422	0	1,682	0	4,095	1	5,865	1
847170900	自動データ処理機械及びこれを構成するユニットのその他の記憶装置	0	0	0	0	0	0	1	0	3	0	404	0	226	0	4,018	1	2,563	1
841182000	その他のガスタービン（出力が5000キロワットを超えるもの。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,430	1	3,976	1	10,821	2
721030000	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（亜鉛を電気めっきしたもの。）	0	0	0	0	0	0	1,893	0	1,945	0	2,111	0	2,454	1	3,962	1	3,385	1
392690000	その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	901	0	1,223	0	1,564	0	1,609	0	2,404	1	2,689	1	2,706	1	3,901	1	4,217	1
721012900	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（厚さが0.5ミリメートル未満のもの。）	500	0	1,785	0	184	0	810	0	1,390	0	3,376	1	3,115	1	3,688	1	5,560	1
840681000	その他の蒸気タービン（出力が40メガワットを超えるもの。）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,354	0	0	0	3,669	1	570	0
854213320	MCU（マイクロコントローラ）	0	0	0	0	0	0	4,933	1	4,172	1	3,494	1	3,355	1	3,628	1	2,812	1
840690000	蒸気タービンの部分品	1,182	0	1,004	0	580	0	1,684	0	353	0	374	0	7,251	1	3,552	1	7,036	1
853890900	第85.35項から第85.37項までの機器に専ら又は主として使用するその他の部分品	659	0	820	0	798	0	1,126	0	1,863	0	1,749	0	2,383	0	3,449	1	1,870	0
854213230	記憶素子のうち、ROM（読み出し専用メモリー）	0	0	0	0	0	0	4,218	1	819	0	1,161	0	1,314	0	3,311	1	305	0
401699000	その他の製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。）	1,809	0	2,296	1	1,970	1	2,034	1	2,505	1	2,549	0	2,694	1	3,171	1	2,587	1
853690210	コネクタ	0	0	0	0	0	0	0	0	1,645	0	1,569	0	1,789	0	3,076	1	1,825	0
870821000	シートベルト	4,774	1	3,803	1	2,141	1	959	0	813	0	1,422	0	2,465	1	3,047	1	1,964	0
854449910	導体が銅のその他の電気導体（使用電圧が80ボルト以下のものに限る。）	646	0	1,117	0	1,376	0	1,963	1	1,992	0	2,043	0	1,909	0	2,954	1	2,638	1
900120000	偏光材料製のシート及び板	8	0	26	0	178	0	164	0	249	0	605	0	2,141	0	2,932	1	3,404	1
847710000	ゴム又はプラスチック加工用の射出成形機	1,300	0	1,550	0	774	0	1,834	0	2,198	0	3,268	1	2,273	0	2,839	1	1,449	0
841199000	その他のガスタービンの部分品	19	0	3	0	1	0	0	0	60	0	33	0	745	0	2,832	1	5,583	1
870839000	ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品（取り付けたブレーキライニングを除く。）	2,356	1	2,146	1	1,049	0	1,437	0	1,450	0	1,156	0	1,813	0	2,706	0	3,670	1
721050200	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品のうち、テンフリー・スチール	0	0	0	0	0	0	2,454	1	3,207	1	3,711	1	3,560	1	2,632	0	3,276	1

出所:財務省